

室町幕府奉行人在職考証稿 (2)

——貞和元年 (1345) ～文和元年 (1352) ——

付奉行人氏族研究 (安富氏)

田 中 誠

前稿に引き続き、室町幕府奉行人の在職考証を行う。本稿では貞和元年 (1345) から文和元年 (1352) を対象とする。当該期は、貞和 5 年 6 月～8 月にかけてのクーデターと、それに関連する引付方の改編、観応の擾乱、擾乱終息後における尊氏 (鎌倉)、義詮 (京都) の分治体制が開始される時期である。奉行人の動向に目を向けると、観応 2 年 (1351) 7 月末における直義の幕府出奔が目を引く。『観応二年日次記』同年 7 月 30 日条には出奔した直義に従った人員のリストがあり、その末尾に「奉行人」とみえ、多くの奉行人が直義に従ったようである。この後、尊氏・直義とも南朝に降り、また九州では足利直冬が独自の動きをみせる。直義とともに出奔する者、直冬につく者、幕府に帰参する者など、奉行人にとって大きな動きがあった。そのため本稿では、幕府を離れた場合であってもできる限り追跡し考証表に掲載した。

さて、応永年間以降、室町幕府奉行人を輩出する氏族は、飯尾・斎藤・松田・清・布施・諏訪・治部・中沢の 8 氏を主とし (この内飯尾・斎藤・松田・清は数流の家を分出させる)、散見される矢野・依田・雑賀を含むと 11 氏になる (今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985 年、初出 1982 年)、同・高橋康夫編『室町幕府文書集成』上・下、思文閣出版、1986 年)。ところが先学および筆者が検出した奉行人氏族を列挙すると、幕府開創から応永年間までに、安威・粟飯原・伊地知・飯尾・雅楽・大野・門真・雑賀・斎藤・佐藤・島田・下条・杉原・関・富部・津戸・藤民部・布施・松田・三須・安富・和田といった前代からの奉行人氏族、粟生・青砥・梶原・河内・治部・島津・志水・白井・須賀・諏方・中沢・真下・薬師寺・山県・依田といった前代奉行人を輩出していない氏族、小田・後藤・矢野といった前代では評定衆家であった氏族の合計 40 氏を確認できる。つまり当該期の中に奉行人を輩出する氏族はおおむね 1/4 に減少していることになる。奉行人を輩出しなくなる氏族のうち、いくつかは奉公衆へと連なっていくが、南北朝期の動向が明らかになっていない氏族も多い。

そこで本稿から在職考証表のみを掲出するのではなく、特定の奉行人氏族を取り上げて鎌倉～南北朝期における政治的な動向を素描することにしたい。これによって室町幕府奉行人の構成氏族がいかなる過程を経ていつ頃形成されてきたか、その要因は何かということを解明する手掛かりとしたい。あわせて応永以降奉行人を世襲しなくなる氏族を取り上げ、その後の変遷についても検討する。これらの考察によって南北朝期における幕府奉行人の特質を明らかにし、ひいては彼らによって構成される幕府機構のあり方を追究することを目指したい。

まず本稿では鎌倉幕府において奉行人に任用され、室町幕府にも仕えた安富氏を取り上げる。なお、以下典拠として前稿および本稿にあげた奉行人在職考証表の番号を挙げる際〔 〕をもって示した。

1、鎌倉～南北朝期における安富氏の動向

(1) 安富氏の研究史

安富氏の中で室町幕府奉行人として確認できるのは、安富右近大夫行長（法名道行）、安富民部大夫（長門守）貞嗣、安富孫三郎、安富新三郎、安富三郎左衛門尉（孫三郎あるいは新三郎とも思われるが確証がないため別人とした）の5名である。安富行長は、小松茂美・上島有両氏によって尊氏の右筆の一人に挙げられたためか比較的名の通った奉行人である¹⁾。両氏の研究により本姓が源氏であることが明らかにされている〔462〕。

鎌倉期における奉行人安富氏については、森幸夫氏の研究に詳しい。氏は、安富氏を六波羅奉行人主要十家の一つに数え有力な一族とする。その特徴は以下のようにまとめられる²⁾。

- ・史料上の初出は六波羅探題奉行人で、建長年間にあらわれる。正和5年（1316）には安富行長が六波羅奉行人として確認できる。
- ・関東では建治3年（1277）を初出として、民部三郎泰嗣（法名行位）があらわれる。佐藤進一氏によれば、関東では泰嗣の他、大蔵大夫長嗣・左近将監某が確認される³⁾。
- ・鎮西探題が成立すると、泰嗣の子頼泰が鎮西に下向し鎮西奉行人となる。頼泰の子貞泰も鎮西奉行人となった。瀬野精一郎氏によれば、この系統はもともと関東御家人で、肥前国高来郷深江村の小地頭職に補任され、正応5年～6年にかけて現地に下向し土着して深江氏を称した一族である⁴⁾。
- ・森氏は、泰嗣流は小地頭クラスであり東国出身者とは考えにくく、六波羅奉行人の所見が関東の所見より先行することから、畿内近国の御家人と推測した。行長流と泰嗣流の関係は明確にならないが、行長流が嫡流である可能性を指摘した。

後述するように、安富氏は幕府奉行人としての活動を停止して以降、長門・周防守護の大内氏被官となっていくが、南北朝の動向は明らかにされていない。

このように、安富氏は鎌倉期から南北朝期に至る幕府奉行人の実態を追究することができ、さらに室町期に奉行人として定着しなかった氏族の具体的な動向を明らかにしうる稀有な氏族といえる。そこでまず、南北朝期の安富行長と貞嗣をとりあげて、当刻期の動向を明らかにする。安富氏は南北朝中期には幕府奉行人としての活動を停止してしまうが、その後の動向もあわせて追跡することとする。なお、文和～応安年間にかけて鎌倉府において、安富道轍の活動が確認できる⁵⁾。幕府奉行人との系譜関係は明らかにしえなかったが、安富氏の活動を知る上で重要な成果であり参照されたい。

(2) 安富右近大夫行長

まず右近大夫行長（法名道行）を取り上げよう。前述のように鎌倉期にすでに奉行を務めていたが、室町幕府では建武4年（1337）に引付奉行人としてみえるのが初見である〔67〕。「尊氏の右筆」として知られる安富行長ではあるが、一般的な奉行人と同様に多くの幕府機関の寄人を兼任し、引付方を管轄する直義とも職務上のつながりがある人物であった。恩賞方奉行人も務め〔384〕尊氏ともつながりがあったが、史料上の所見は引付方の方が多く、引付方を中心に奉行人としての活動を行っていた〔74、93、121〕。

貞和5年（1349）8月に直義が失脚し、義詮が上洛して政務を開始する。「高野山文書」観応元年（1350）7月21日安富行長書状〔650、651〕では、義詮が開催した評定の結果を東寺長者に伝えてお

り、これにより行長が義詮を補佐していたことがうかがわれる。また評定の結果を伝達している点から、評定衆に昇進したか否かはわからないものの、評定に参加可能なある程度地位の高い奉行人として遇されていたとみられる。

観応2年(1351)7月末になると直義が評定衆・奉行人を伴って出奔した⁶⁾。同10月には行長の所領日向国飫肥郡北郷田が足利直冬によって闕所とされ伊東祐胤に充行われている〔725〕。こうした動きをみるに、行長は尊氏・義詮派となったことは明らかであり、行長が「尊氏の右筆」という立場を明確にしていくのは観応の擾乱以降であると考えられる。

これ以降、観応2年(1351)12月15日付足利尊氏寄進状案に行長が裏花押を据えているのをはじめ〔734〕、尊氏に密着した奉行人としての所見は増えていく。

【史料1】「学衆方評定引付」文和3年(1354)11月16日条

(「東寺百合文書」ム28号『相生市史』第7巻)

一矢野庄三分一兵粮事、將軍御教書、付_レ安富禪門_一、可_レ申_レ之(後略)

【史料2】翌4年10月25日条

(同天地7号、同。合点は省略、東寺百合文書WEBより画像を閲覧し一部を校訂した)

一矢野庄就_レ兵粮免除御教書_一、就_レ安富禪門_一、依_レ令_レ申_レ之、刑部卿律師為_レ使節_一、三連為_レ茶子_代、送_レ之畢(中略)

矢野兵粮免除御教書案、以_レ此御教書_一、今月廿八日付_レ給主方大藏卿律師房_一畢。

東寺雜掌申、播磨国矢野例名事、為_レ凶徒軍陣_一之間、修造最中之処、宛_レ催兵粮_一云々。仏閣異_レ他之上、雖_レ平均之役_一、可_レ被_レ免除_一也。

文和四十月十四日

將軍家御判

赤松律師御房

表書云 赤松律□□房 尊氏 □

このように「安富禪門」=行長は、東寺が矢野庄兵粮免除の尊氏「御教書」(実際には御内書)を申請する際の取次を務めており、尊氏に近侍する奉行人であったといえよう。「八坂神社文書」41号文和5年(1356)2月28日足利尊氏御判御教書案(『増補八坂神社文書』上)においても奉行を務めている。尊氏は延文3年(1358)4月30日に死去し、行長もほぼ同時期である同3月25日天下静謐祈祷の巻数返事(「妙顕寺文書」『大日史』6-19-106)を最後に史料上の姿を消す。この間にも、義詮発給文書(「祇園社記続録第二」延文3年(1358)3月8日足利義詮御判御教書写『八坂神社記録』4)の奉行を務めているので尊氏の専属ではないが、尊氏の死去と軌をともにして史料から見えなくなる。このように安富行長は、当初引付方を中心に活動したが、観応の擾乱以降尊氏・義詮に接近し、尊氏の死去とともに史料上から姿を消した。

この行長のように、観応の擾乱期に尊氏・義詮派についた安富氏の奉行人として安富三郎左衛門尉をあげることができる。三郎左衛門尉は、貞和5年の師直クーデター後の引付方改編の交名が初見である〔590〕。彼が尊氏派であると推定されるのは、直義が出奔した日である観応2年7月30日と同日付の尊氏の「天下静謐」祈祷命令を奉行していることによる〔717〕。この祈祷命令を受けた祇園社には、前執行頭詮が「於_レ石山_一賜_レ之」と傍書した同日付尊氏御判御教書の写が伝わっており(「祇園社記続録」二観応2年7月30日足利尊氏御判御教書写『八坂神社記録』4)、同社の祈祷御教書目録写〔717〕においても「奉行安富三郎^(ママ)右衛門(中略)於_レ大山_一賜_レ之、観応二七晦」とみえ、尊氏御

判御教書と目録が対応している。すなわち、三郎左衛門尉が尊氏の祈祷命令の御教書を奉行したことを確かめることができる。

この時、尊氏は直義を攻めるために近江に在陣中であつたから（『園太暦』同年8月1日条）、この石山は近江石山であり三郎左衛門尉が尊氏軍に従軍して奉行人としての職務を果たしたことが読み取れる。また同8月4日付の石清水八幡宮山井権別当宛の「天下静謐」祈祷の御判御教書も奉行している〔718〕。この史料をもって三郎左衛門尉の足跡はみえなくなるが、三郎左衛門尉は明らかに尊氏派の奉行人であつた。確認できるだけで、観応の擾乱期に安富氏では2人の尊氏派奉行人を出したといえる。

(3) 安富民部大夫貞嗣

南北朝期における安富氏の中で行長に並ぶ顕著な活動をみせるのは、安富貞嗣である。奉行人としての初見は早く、建武3年（1336）に尊氏が九州から東上する最中にはすでに足利氏に仕えている〔44〕。貞嗣の活動を追うと、顕著なのは恩賞方奉行人としての活動がほとんどを占めるという点である〔188、198、203、255、479〕⁷⁾。このように職務上、貞嗣は恩賞方を管轄する尊氏、執事兼恩賞方頭人の高師直と接する機会の多い奉行人であつた。

ところが貞嗣に転機が訪れる。「学衆方評定引付」貞和5年（1349）4月13日条〔549〕によると、貞嗣が西国に発向すると伝えられているのである。同月11日、足利直冬が長門探題に補任され、「評定衆・奉行人等多下向云々」（『師守記』同日条）と伝えられている。時期的にも西国という地域的にも安富貞嗣の西国下向の伝聞は、直冬の長門探題就任にともなうものであり、実際に下向したと考えられる。

その後貞嗣の足跡はしばらく途絶えるが、『観応二年日次記』観応2年（1351）2月6日条に直義に近侍する奉行人として現れる。この時直義は、尊氏・師直との合戦の最中であり八幡善法寺を宿所としていた。同記の記主房玄は、正月22日に京都を出発し、24日に八幡に下着している。直義のために五智輪院を宿所とし八幡本地護摩供を修し、30日には直義と対面している。2月6日にこの護摩供が結願、房玄は直義と対面して故に「御加持」申したことを伝え、護摩供の卷数進上の書状を「安富民部大夫」に充てて出しており、貞嗣に比定できる〔688〕。実際の卷数奉行は梶原河内入道（景広）であつたようで、翌日梶原から卷数請取が出されている〔689〕。このように、安富貞嗣は直冬に従って長門に下向した後、観応2年2月までに京都に帰り直義に近侍する奉行人となつていた。

この後、高師直が2月26日に殺害されるが、貞嗣は引き続き『観応二年日次記』に頻出し、房玄が起こした久遠寿量院別当職を巡る相論の担当奉行となつている。4月17日には「覚園寺造宮功」により長門守を拝任している〔705〕。管見の限り安富氏の中では初の受領任官であり、時期からして、直義からの論功行賞の一つとみられる。貞嗣は、直義と密着していたためか、6月を最後に史料からみえなくなる〔710〕。

以上、安富氏の活動を行長・貞嗣を中心に検討してきた。観応の擾乱前までは貞嗣・行長とも活発な活動をみせるものの、観応2年（1351）になると行長の活動がみえなくなり、直義派奉行人の貞嗣が活躍する。直義が没落すると今度は行長および三郎左衛門尉が復活する。しかし、行長も尊氏の死去とともに安富氏の幕府奉行人としての活動が見えなくなり、幕府奉行人としての安富氏はここに終焉を迎えるのである。

2、安富氏と周防守護大内氏

(1) 安富氏の所領と周防国

安富氏が幕府奉行人としての活動を停止して以降、いかなる展開を遂げるのだろうか。応永年間で以降、安富氏は京都において顕著な活動をみせるようになる。すなわち、幕府管領細川氏および大内氏の在京被官に安富氏が現れるのである。両氏の在京被官安富氏について検討を加えた榎原雅治氏は、両氏被官の安富氏が紀姓であること、『系図纂要』紀氏系図にみえる「行長」を幕府奉行人安富行長とみて幕府奉行人と細川・大内両氏被官安富氏が同族であることを述べた。さらに他の大名家の事例もあわせて、大名家が奉行人の実務能力を買って被官化したこと、室町期の京都には幕府や守護に共通する文筆家集団があったのではないかといったことを指摘した⁸⁾。大内家安富氏が在俗の在京被官として幕府や荘園領主との交渉を担う重要な役割を担っており、その出自と系譜については紀姓で幕府奉行人出身という理解がその後も継承された⁹⁾。

しかし、森幸夫氏・和田秀作氏が指摘するように、大内家安富氏の本姓は源姓であり、細川氏被官の紀姓安富氏と同族とは考えがたい¹⁰⁾。和田氏は、大内家安富氏の出自を不明とするが、氏が言うように大内家安富氏が源姓で、行長・貞嗣ともに源姓〔462・705〕であるように、姓が一致することは注目に値する。以下、こうした幕府奉行人安富氏と大内家安富氏との共通性を手がかりに、安富氏が奉行人としての活動を停止した後の経歴を追ってみたい。

ここで検討対象とするのは安富氏の所領である。和田氏によれば大内家安富氏は、周防国都濃郡に権益を持ち、さらに15世紀に作成された安富氏の譲状・所領注文をみると、同国熊毛郡高山荘、新屋河内地頭職、長門・豊前・筑前にも所領を所持している¹¹⁾。この内、奉行人安富氏と大内家安富氏との関係を考察する上で重要なのが都濃郡である。

【史料3】「三国地誌卷九十九」貞和4年（1348）10月29日東大寺衆議事書写

（『三重県史』古代・中世（上）伊賀国黒田荘1299号）〔530〕

次造東大寺領防州都濃本郡地頭安富民部大夫貞嗣罪科事等也（前後略）

本史料は、東大寺が伊賀国黒田荘等に関して幕府に訴訟を起した際の事書である。この一文から、安富貞嗣が「都濃本郡地頭」であることがわかる。「罪科」の内容は、周防が造東大寺領であることから、東大寺が安富による濫妨や押領などを訴えたものと推測される。しかし、事書中の安富貞嗣と都濃本郡地頭に関する記事は、引用部分のみに限られるため「罪科」の具体的な状況は未詳である。

この安富氏と都濃本郡地頭との関係については、現地に残された「慈福寺文書」および、近世に作成された「都濃郡久米村慈福寺由緒書」（『防長寺社由来』第2巻都濃宰判所収。以下、由緒書と略称）をみる必要がある。まず由緒書の首書を見てみよう。

【史料4】

当寺の儀は元亨二年の頃も禪宗にて慈福寺と申（中略）尊氏將軍西国御下向の砌、当寺ニ被_レ遊_レ御滞留_レ、為_レ御菩提之逆修_レ御石塔被_レ為_レ立置_レ候。右將軍徳大寺殿御守の仏舍利一粒賜_レ安富美作守直嗣_レ、依_レ於_レ當時之側ニ_レ建_レ立舍利殿一字_上、賜_レ修補之寺領_レ、夫より為_レ當時之開基_レ、將軍御法号等持院殿贈三品左相府仁山道義大居士、延文三（戊戌）四月朔日五十四歳にて死、其砌尊骨下り塔中ニ納候由申伝候（後略）

本史料によれば、尊氏が西国に下向した際、慈福寺に留まり石塔を立てた。また「安富美作守直嗣」に仏舍利一粒を与え、舍利殿を立てた。尊氏の死後、塔中に分骨をしたという。この所伝について

は、戦国末には成立していたようである。

【史料5】「慈福寺文書」6号天文8年(1539)10月2日慈福寺住持一華宗順申状案

(『山口県史』史料編中世2、由緒書に写あり)

抑彼香力名參石地者、徳大寺殿以_レ仏舍利一粒_レ賜_レ于安富美作守_レ、告曰(中略)遂不_レ忘_レ尊命_レ歸国之後、当時側建_レ立宝殿_レ安_レ置之_レ。

天文8年の申状には尊氏の名前はみえないものの、戦国期には安富美作守が「徳大寺殿」より仏舍利を給わったという所伝が慈福寺に伝わっていたことがわかる。

【史料6】同文書天文16年(1547)5月道珍勸進帳案(同書、由緒書に写あり)

高氏將軍徳大寺殿不_レ論_レ昼夜_レ、常帶_レ身上_レ、胆礼無_レ怠有_レ時計_レ志願多歳之旨_レ、設_レ利宝殿_レ靈骨之精舎_レト_レ此地_レ矣。貞治四年(乙巳)春梵苑一字彫木二塔不日落成(後略)

【史料5】と同時期の【史料6】には、高氏將軍=尊氏の名がみえるが、安富美作守は登場しない。本文書が案文で訂正の跡がみえるためか、「高氏將軍徳大寺殿」とする部分など文意が通らない部分も見受けられる。しかし、戦国末期に荒廃した寺の境内を勸進によって造営しようとする際、寺の由緒を尊氏に求めようとする姿勢を見出すことができよう。

【史料4・5・6】には「舍利殿」の建立時期の相違など矛盾がみられる。また【史料4】にみえる尊氏の西国下向とは、建武3年(1336)の九州落ちのことと思われるが、慈福寺への逗留について他の史料からは確認できない。

これら所伝を荒唐無稽なものともみなすこともできるが、由緒書所収の天正19年(1591)4月1日毛利輝元判物写には、当寺に尊氏の石塔と称するものがあったことが記載されている点は注目されよう。

さらに【史料4・5】に現れる「安富美作守直嗣」や【史料6】にみえる貞治4年(1365)の梵苑(堂宇)造営に関しては、他の史料から確認できる。以下、由緒書に書写された鎌倉期から南北朝期の寄進状等の写をみてみよう(配列は由緒書と同様)。

【史料7】

①一都濃本郡内江平畑新田事、所_レ令_レ寄_レ進于慈福寺_レ也。仍状如_レ件。

元亨二年七月廿日 貞嗣在判
山代五郎左衛門入道殿

② 寄附 慈福寺舍利殿

周防国都濃本郡内_{坪付在_レ別紙_レ、末武庄内香力名、荒野坪付在_レ別紙_レ}

右所者為舍利殿常住料足所

応安二年四月日

③周防国都濃郡香力浜内荒野式町事、早令_レ開発_レ可_レ被_レ宛_レ行慈福寺之料_レ之状如_レ件。

元亨二年七月廿日 空円在判
山代五郎左衛門入道殿

④周防国香力浜荒野田地式町之事、被_レ開作_レ候者任_レ故入道状_レ、^(ママ)可不_レ可_レ相違_レ。恐々敬白。

正平九年□月廿二日 智義在判

[] 相見候
慈福寺長老

⑤ 寄附 慈福寺舍利殿

周防国都濃本郡内坪付在別紙、末武庄内香力名、荒野坪付在別紙

右所者為舍利殿常住料足所令寄進也。且為天長地久願望成就快樂、且一切衆生濟度至
尽未来際不可有相違。仍寄附之状如件。

貞治四年〈乙辰〉四月廿七日

前美作守直嗣在判

これらの文書について時系列に検討していきたい。①は都濃本郡の内、江平畑新田を慈福寺に寄進したもので、②～⑤は末武庄内香力名（浜）（現下松市末武）¹²⁾を同寺に寄進したものである。⑤の差出と年次から、前掲史料の舍利殿造営は、ひとまず事実とみなすことができよう。

まず①からみてみよう。まず注目すべきは差出人「貞嗣」である。【史料3】でみたように安富貞嗣は、貞和4年（1348）の時点で「都濃本郡地頭」であった。26年の開きがあるものの、同じ都濃本郡内の所領の寄進者として現れる貞嗣は、安富貞嗣本人とみられる。①が安富貞嗣の史料上の初見であるが、この時奉行人であったか否かは未詳である。

同日付③の空円の素性を考えてみよう。まず、③が①と同一の「山代五郎左衛門入道」宛であり実質的には慈福寺宛であること、次に寄進対象地が【史料3】にて確認した安富貞嗣のもつ「都濃本郡」内に含まれることから、空円は安富一族と推測される。山代五郎左衛門入道については、周防国玖珂郡に山代荘（現岩国市）¹³⁾が存在することから、山代荘と関連する周防国の在地領主であると考えられる。「都濃本郡」内の具体的な所職は、【史料3】に「都濃本郡地頭」とみえることから地頭職であろう¹⁴⁾。

当地の支配形態をみておこう。【史料3】の貞和年間には安富貞嗣は、奉行人として在京しており、①③で安富氏から山代氏に寄進が通達されている点からみて、鎌倉末から南北朝前期は、在地領主を起用した代官支配であった。③にみえる香力浜の開発命令は、安富氏の地頭職の立場から発せられたものであると考えられ、同氏が現地経営に積極的に進めようとする意図が看取される。

次に④である。目を引くのは、南朝年号と慈福寺長老宛てである点である。前者についていえば、④の前年正平8年（1353）は、足利直冬が九州から中国地方に進出し周防国府を拠点に各地の国人を糾合した時期である。瀬野精一郎氏は、翌正平9年まで中国地方の国人領主文書に南朝年号がみられる場合、その国人を直冬方とみなせることを指摘している¹⁵⁾。したがって、④は直冬方の人物が発給したものである。

では④の差出者智義はいかなる人物であろうか。本文中の「任故入道殿之状」に着目すると、安富氏一族である可能性が高い。すなわち、④の所領が③と同じ場所であり、それを受けている「故入道殿之状」は③にみえる空円を指すと考えられるからである。

そこで正平9年（文和3年、1354）当時の安富氏の動向を振り返ってみよう。前述したように安富行長は、幕府奉行人として在京しており智義＝行長ではない。直義派であった安富貞嗣は、直義没落とともに京都での活動を終えている。当地が貞嗣流安富氏の所領であったこと、後述するように⑤の差出者で、直嗣の近親もしくは子息と考えられる前美作守直嗣が同所領を慈福寺舍利殿に寄進している点から、④の智義は貞嗣本人もしくは近親の人物に比定されよう。この点は宛所の変化か

らも推察される。④では代官の山代氏ではなく、慈福寺長老に直接充てられている。この変化は、観応の擾乱を堺に貞嗣ないしは近親一族が下向し、直務支配に乗り出したことを反映しているのではなかろうか。直冬に従って長門に下向し、かつ直義に近侍した貞嗣（か近親）が京都から当地に下向し直冬方についてとみなしても不自然ではない。残念ながら現状では貞嗣＝智義と断定できないため、貞嗣の近親と推定しておきたい。

⑤の貞治4年（1365）には北朝年号に戻っている。これは貞治元年（1362）に直冬方の有力者大内氏が、幕府に帰順し周防・長門両守護職を安堵されたことが要因であろう。さらに貞治2年（1363）9月、直冬が備後からも没落して中国地方の計略は失敗に終わったことも一因であろう。これにより安富氏は大内氏の支配下に入ったのではなかろうか。

この⑤の前美作守直嗣こそ、【史料4・5】にみえる安富直嗣に該当する。【史料6】の「貞治四年〈乙巳〉春梵苑一字彫木二塔不日落成」の一文と⑤の年記が一致し、直嗣の寄進により「梵苑（寺院）一字」など伽藍が整備されたこと、具体的には舍利殿が造営されたことを示している。

直嗣は、貞嗣と同じ「嗣」字を持ち、同じ都濃郡に所領をもっていることに着目すれば、両者は親子ないしは近親であると推定される。とするならば、この直嗣の実名は、直義ないしは直冬の偏諱を賜ったものではなかろうか（この点後述）。

最後に②をみよう。応安2年（1369）の年記を持ち、⑤と同じ所領を慈福寺に寄進するものである。本文が切れているのは、書写の時点で後半が失われていたためであろう。②は署判がみえないが、他の史料からみておそらく差出者は安富氏であろう。⑤②とも安富氏から直接慈福寺に寄進する様式となっており、安富氏が直務支配を行っていることを物語る。

以上、安富氏と周防国都濃郡の関係を検討してきた。安富貞嗣は少なくとも元亨2年（1322）より都濃郡に所領を持っていた。南北朝前期までは在京しており、現地支配は在地領主を起用した代官支配であった。南北朝中期になると、貞嗣本人か近親が現地に下向し、直嗣の代には在国して現地支配にあたった。当初は直冬方であったが、大内氏の幕府帰順・直冬の没落とともに幕府方に帰参し、大内氏の支配下に入ったのである。

②⑤から舍利殿を造営したことが確かめられる。戦国末期までに成立した「高氏將軍徳大寺殿」【史料6】から仏舎利を直嗣が拝領したという伝承もあながち荒唐無稽なものとは切り捨てることはできないのではなかろうか。

このように都濃本郡に下向した安富氏は他にも周防国内に所領を持っていた¹⁶⁾。次の史料から、大内氏と安富氏のより具体的な関係を見出すことができる。

【史料8】「大内家御判物并奉書写 安富恕兵衛」34号 応永11年（1404）3月15日大内盛見安堵状写¹⁷⁾

周防国光井保福泉庵住持職・同免田畠等事、座珍大師永代可_レ有_レ領掌_レ之旨、安富周防入道正金永徳三年八月日寄進状炳焉也。加之被_レ申_レ成香積寺殿御証判_レ上者、不_レ可_レ有_レ他妨_レ。任_レ先例_レ寺務不_レ可_レ有_レ相違_レ之状如_レ件。

応永十一年三月十五日 多々良 御判〈按盛見公〉

ここから永徳3年（1383）には安富周防入道正金が都濃郡に隣接する熊毛郡光井保に所領を持ちそれを寄進したこと、大内氏から証判を頂き寄進の安堵を受けたことがわかる。永享12年（1440）の讓状写には大内持世御判と安富石見入道高文の手継を根拠に光井（安富）盛勝が当保東方一部地頭職を光井仁王丸に譲与したことがみえる¹⁸⁾。このように、安富氏が所領を寺院に寄進し、それに大内

氏が安堵の証判を加えるという関係が永徳3年（1383）には形成されており、この頃には確実に安富氏は大内氏の被官となっていた。

この光井保と安富氏との関係で注目されるのは、和田氏が紹介したように、安富氏が当地に下向した時期を鎌倉期とする史料である。

【史料9】「熊毛郡光井村冠天満宮由緒書」所収天文18年（1549）3月6日冠天満宮棟札写（『防長寺社由来』第2巻熊毛宰判）

棟札の事

承平五年庚子卯月廿三日午刻

奉_レ造立_レ周防熊毛郡光井保天満宮

西方領主内藤下野守興盛也

次造営光井先祖代々上葺棟札在_レ之、大工伊保庄藤原兼久

当村依_レ一円大破_レ、光井兵庫助源兼種新建立

于_レ時天文十八歳（己酉）三月六日

裏ニ

光井代々先祖事、本名字安富、宝治元下向西仁五郎左衛門入道

同五郎左衛門入道、問住所引付心仏并ニ兵庫頭於六波羅、

妙徳周防入道精山正金、石見入道呼巖正舜、修理近（進）

加賀入道源庵主此代相違、石見入道中堂高文為_レ新給地_レ相続

出雲入道後岩正間為_レ住代_レ書付訖

天文十八 三月六日

本史料で注目されるのは裏書の「光井代々先祖」で、安富氏が宝治元年（1247）に下向したとされていることである。文意の通らない部分が多いのだが、安富氏と光井保の具体的な関係を物語る好史料である。他の史料からこれらの人物が実在するかを検討してみよう。

まず実在が確実な人物からあげる。「妙徳周防入道精山正金」は、【史料8】の周防入道正金に比定できる。また「石見入道中堂高文」は、前述した永享12年（1440）譲状写にみえ実在が確認できる。高文が新給地として相続したという説明は誤りであろう。

次に、冒頭の「五郎左衛門入道」と「兵庫頭於六波羅」について、森幸夫氏の研究を参照してみよう¹⁹⁾。「宝治元下向西仁五郎左衛門入道」の部分は、宝治元年に西国に五郎左衛門入道が下向したという意味に解釈できる。そこで注目されるのは、建長2年（1250）に在職が確認できる六波羅奉行人安富五郎左衛門尉であり、仮名と官途が一致する。文意が通らないものの「兵庫頭於六波羅」について六波羅奉行人の中から該当者を探してみると、文保元年（1317）にみえる安富兵庫允が候補にあがる。「問住所引付心仏」については、心仏を法名とする安富氏の奉行人は確認できないが、元亨3年（1323）に鎌倉幕府問住所所属と推定される安富左近将監を見出すことができる²⁰⁾。

この他、「加賀入道源庵」に注目したい。配列からみると室町期以降の人物であろうが、南北朝期に加賀守を称する安富一族が確認できるからである。加賀守を称するのは、貞治3年（1364）～4年ころにかけて在京していた安富加賀守高嗣である。高嗣は、奉行人としての事跡は残していないが、義詮に近侍し貞治3年（1364）に奏覧された勅撰集新拾遺和歌集（雑上一）に入首された異色の人物である。

井上宗雄氏が紹介した「一万首作者」²¹⁾という貞治3年、4年頃に催行された一万首和歌会の作

者を列挙した史料がある。氏によれば本史料は、二条為明および冷泉為秀が催行した和歌会に出された歌題と作者を列挙したものであるという。後光厳・光厳・崇光の三院がみえ、武家では義詮・基氏・石橋和義・佐々木導誉などを49名の作者があげられている²²⁾。この中にみえる「源高嗣」は、安富加賀守名乗りからみて明らかに奉行人安富氏の一族であるといえる。このように高嗣は、歌人として活躍し、貞治3年前後には在京していたと考えられる。

実名からみて高嗣は貞嗣流の人物で、時期的には貞嗣の子もしくは近親であると推測される。貞嗣流では、同時期に美作守直嗣が周防にいた一方、在京する人物を出していたことになる。

ただし高嗣の奉行人活動が全くみられない点には注意したい。また高嗣—京都、直嗣—周防と分離している状況をいかに説明すべきだろうか。観応の擾乱後に一族ごと幕府から離反して後に高嗣のみ復帰したか、擾乱の時点で高嗣=尊氏派、貞嗣・直嗣=直義派に分離したか、他の史料がなく詳細は未詳とせざるをえない。

京都における奉行人安富氏の事跡は、この高嗣を最後に中絶する(応永末に大内氏の在京雑掌として現れる)。**【史料9】**の「加賀入道源庵」=高嗣とはいえないが、最終的に高嗣一流も周防に下国したため、その官途を称する一族が残ったのではなかろうか。以上、**【史料9】**の中、2名は実在が確認でき、3名は実在する人物の候補を、1名は一族と思しき人物をあげることができた。

安富氏が宝治元年に光井保に下向したことを示す他の史料はみつからない。しかし、前述のように都濃郡には鎌倉末期より所領を持っており、**【史料9】**にみえる人物の多くの実在が確認ないしは推定できる点から、都濃郡に隣接する熊毛郡の光井保も鎌倉期には知行していたとみても大過ないように考えられる。この他に、鎌倉後期に安富大蔵大夫長嗣が備前国藤野保を頓宮氏後家に譲与したことを示す文書もあり²³⁾、安富氏は鎌倉後期には中国地方にある程度の規模の所領を持っていたのである。

ここまでは史料の豊富な貞嗣流の動向のみを追ってきたが、行長流についても触れておきたい。前述のとおり、行長は延文3年(1358)を最後に史料の所見が無くなるが、その後は貞嗣流と同様に周防に下向し土着した可能性がある。15世紀以降の大内家安富氏には、行恒・房行・行房など行長と同様に「行」を通字とする人物があらわれるからである²⁴⁾。

【史料4・6】にみえる「高氏將軍徳大寺」が安富直嗣に仏舍利を賜ったという伝承についても行長流との関係で再考すべき点がある。それは、直嗣の父か近親である貞嗣が直義派であることから、直嗣が尊氏から仏舍利を賜ったという伝承は誤りなのではないかという点である。尊氏と近かった行長こそ、「高氏將軍」から仏舍利を賜った人物だったとは考えられまいか。**【史料5】**には尊氏の名は出てこないが、「不_レ忘_レ尊命_一帰国之後」に宝殿を建立したとあり、近世の**【史料4】**にみえる尊氏の「尊骨」を慈福寺に下したという記述に信をおけば、実際にこうした活動を行い得たのは死去直前まで尊氏に仕えた行長であったと思われる。

これらの史料はあくまでも戦国期以降に作られたものであるから、以上の考察も憶測の域をでないものとは承知している。だが、行長が周防に下向したことは、15世紀の安富氏一族の実名からみて蓋然性は高く、その契機は尊氏の死であったと推測されよう。

安富氏にとって周防の所領は、比較的京都に近く収入が見込めるというだけではなく、観応の擾乱後に下向するに足る極めて重要な所領であった。貞和4年に東大寺から貞嗣が訴えられているように都濃本郡(史料3)は、内乱の最中にあっても支配の実態がある所領だった。代官支配であるとはいえ「香力名」の開発を進めるなど安富氏は経営に力を入れており、そうしたある程度の実効支

配を行っていた状況が、安富氏をして周防国に下向せしめた一因ということができる。また周防に拠点をもっているということが、直冬の長門探題就任時において、安富貞嗣が直冬配下に転属となった理由の一つと評価できよう。さらにこの所領をもっていたという事実が大内氏への被官化につながったのである。以上の考察によって、大内家安富氏と幕府奉行人安富氏が同族であることが確実となり、同時に細川氏被官の紀姓安富氏とは別系統であることも明らかとなった。

(2) 安富氏の系譜と大内氏被官化

ここで改めて安富氏の系譜をみておきたい。安富氏は鎌倉後期頃より奉行人として活動を始める。実名がわかる人物を年代順に並べると、泰嗣（関東、『建治三年記』9月4日条が初見）、頼泰（泰嗣嫡子、鎮西奉行人、肥前国深江高来村小地頭職）、貞泰（頼泰の子、鎮西奉行人）、長嗣（関東）²⁵⁾、行長（六波羅一室町幕府）、貞嗣（室町幕府、周防都濃本郡地頭）、高嗣（非奉行人、新拾遺和歌集入首）、直嗣（周防都濃本郡地頭）となる。

この内、「嗣」を通字とする貞嗣流の実名に注目したい。一見してわかるように、いずれも北条得宗家からの偏諱と思われる一字を冠しているのである（長嗣は、6代執権長時か。高嗣は高時であろう）。直嗣は、現われる時期や父（もしくは近親）の貞嗣の立場から、直義あるいは直冬の偏諱を受けたものと考えられる。このように「嗣」流の安富氏は、代々得宗家および直義から偏諱を受ける一族であった。

従来、鎌倉期における幕府奉行人と得宗被官は別個の集団として把握される傾向にあった。『沙汰未練書』には、「侍所トハ（中略）守護御代官御内人為_頭人_、有_其沙汰_。奉行人ハ外様人ナリ」とあり、同書では外様について「將軍家奉公地頭御家人等事也」、御内人については「御内方トハ相模守殿御内奉公人事也」という説明がなされている。六波羅探題では、探題個人の被官や得宗被官が奉行人に任じられることは次第になくなっていった²⁶⁾。対して関東では御内人筆頭の長崎氏をはじめ、得宗被官の安東氏・塩飽氏などが奉行人に任命されており²⁷⁾、大きく状況がことなる。得宗家の偏諱を受けている点からみて安富氏は北条得宗家の被官であり、その関係を保ったまま鎌倉幕府奉行人に任じられた一族であったとみられる。そうした一族であったがゆえ、貞嗣流では直義もしくは直冬から直嗣に一字を拝領したとみられ、一時的とはいえ直冬の指揮下に入ったのである。

以上のような点からすると、出身地や嫡庶関係についても再考の余地がある。森氏は、安富氏が六波羅奉行人として史料上の初見があることから畿内近国出身の御家人で行長系統が嫡流、泰嗣流が庶流かと推定した²⁸⁾。しかし、鎮西奉行人系が伝えた「安富家譜」（「深江家文書」立命館大学図書館所蔵写真帳、原蔵佐賀県立図書館）に「住_于関東_」とあることからすると、やはり安富氏は関東御家人であり、北条得宗家から偏諱を受けた泰嗣流が嫡流であったのではなかろうか。確かに森氏が指摘するように、安富氏の初見は六波羅奉行人の方が早く、しかも『吾妻鏡』にはその活動がみられない。この点を考慮すると、安富氏は鎌倉中期のころには六波羅系と関東系に分出しており、一族の中で得宗家の被官となった関東系が六波羅系よりも上位に立ったと考えられまいか。

そうすると、観応の擾乱期における尊氏一行長、直義一貞嗣の分派は、安富氏内部の争いが背景にあったのではなかろうか。擾乱期には武士の家の嫡流や家格が高い者が直義派に、そうでないものが尊氏派になったと佐藤進一氏は指摘しており²⁹⁾、安富氏の動きはそうした動向に位置づけられる。直義に同調した結果、京都にいられなくなった貞嗣とその一流は、周防に下向したのである。

周防に下向した安富氏は、大内氏に仕えることとなった。大内氏は、貞治初頭まで南朝方として

在国しておりほとんど在京していない。したがって、安富氏と大内氏の接点は京都では生まれえず、所領を介してつながったとみるほかない。前述したように早ければ貞治年間、確実に永徳年間には被官化したとみられる。

萩原大輔氏・藤井崇氏によれば、安富氏は応永末年頃より大内氏の在京雑掌や在国奉行人としての活動するようになるが、安富氏が大内氏に被官化した南北朝後期において、大内氏の奉行人の中に安富氏がみられないことに注意したい³⁰⁾。安富氏が大内氏の被官になった時期と在京雑掌に起用された時期には30年以上の開きがあるのである。大内氏が安富氏を被官にしていく際には、必ずしも幕府奉行人としての専門技能は期待されていなかった可能性がある。

では大内氏の中で安富氏はどのような位置にいたのだろうか。「鹿苑院殿西国下向記」(『山口県史』史料編中世1、p.676)によれば、康応元年(1389)に「同十八日巳時高洲を御立ありて、申刻かまとの関に御着あり、京兆又かり御所へ入申候て、御太刀進上之、めしいたさるゝ人々、鷲頭美作守・問注所左京亮・安富美作守・平子因幡太郎、御目にかかり、をのゝ、一万疋つゝ進之」とみえるのが注目される。この安富美作守は直嗣に比定され、由緒書以外の史料からも安富直嗣の实在が確認されるという意味でも貴重な記述である。この時安富氏が一万疋もの料足を進上しており、経済規模がかなりの大きさになっていたと考えられる。同時期には奉行人奉書こそ発給しないものの、將軍にお目見えできるほどの地位にあったようである。あるいはかつて幕府奉行人の家柄であったことが関係し義満に拝謁がなかった可能性もある。

さて、従来の研究では、守護被官に幕府奉行人と同姓の人物がみられ守護奉行人奉書などを発給している場合、その出自については幕府奉行人から守護がその文筆能力を買ってリクルートしたという評価がなされてきた³¹⁾。

少なくとも安富氏に限れば、直接的に奉行人としての技量を大内氏買って被官化したとは考えにくい。むしろ、安富氏が大内被官となる契機は、観応の擾乱とそれに伴う所領への下向、所領所職の安堵を通じた守護との主従関係の形成といった、国人領主的な側面に求められる。観応の擾乱期に幕府奉行人→直義派→幕府奉行人と動き幕府に復帰した人物も確認できるが³²⁾、安富氏はついに幕府奉行人に復帰しなかった。京都に残っていた一族も在京活動を停止し、下向したと思しい。安富氏は、観応の擾乱期に尊氏派・直義派に分裂し後に周防国に下向し土着したが、これは幕府からの命令ではなく安富氏が主体的に選択を行った結果なのではなかろうか。後に安富氏が在京雑掌として登用されたことには、かつて幕府奉行人を輩出した家柄であったことが想定されるものの、安富氏の前歴がストレートに守護支配機構の中の役職獲得に結び付かなかったことは注意すべきである。

(3) まとめと展望

以上、安富氏の鎌倉期から南北朝期の動向を整理してきた。得宗被官兼幕府奉行人および六波羅奉行人から出発した安富氏は、室町幕府下では民部大夫貞嗣と右近大夫行長が活躍した。貞嗣は主に恩賞方奉行人として、行長は引付・恩賞方を兼ねて尊氏・直義の指揮下にあったが、擾乱後は明暗を分けた。尊氏派として幕府に残ったのは行長と三郎左衛門尉である。貞嗣流は幕府を去り鎌倉期より所領を持ち開発を進めた周防国都濃本郡に下向し、一族は守護大内氏の被官となった。大内氏は当初、安富氏が元幕府の奉行人でありその専門技能を買って被官化したのではなかった。

このように書くと筆者が奉行人の専門技能を低く評価していると思われるかもしれないが、そう

した意図はない。これまで幕府奉行人と守護奉行人の共通性や同族関係を論ずる際、また南北朝末期における奉行人氏族の固定化を論ずる際、もっぱら奉行人の専門技能や幕府による編制が評価され、奉行人の主体的な動向や所領経営の問題があまり論じられてこなかったのではなかろうか³³⁾。南北朝内乱を克服する過程で室町幕府守護や奉行人を含む直臣層の人員構成が安定してくることが指摘されているが³⁴⁾、上からの視点だけではなく編制される側の主体性や動向についても検討すべき課題と考える。また、在京武家領主としての奉行人と、所領や地域社会との関係、こうした所領からの収入と奉行人として得られる収入（文書発給の手数料や賄賂）という家の経済の問題など論じ残したものは多い。今後は安富氏の事例も踏まえつつ、もう少し個別事例を積み重ね幕府奉行人の特質とその展開を明らかにしていきたい。

凡例

- (1) 一年ごとの室町幕府奉行人在職表を挙げる。
- (2) 在職表には、通し番号、月日、比定された人物名、史料表記、在任基準、所属、史料名、典拠、底本名、備考、註を挙げた。
 - ①月日：原則として以下の基準に拠った。文書の場合は、文書発給年次、古記録・編纂史料の場合は、挙げられている日条にかけた。典拠史料中に、それ以前の年月日が明記されている場合は、明記されている年月日を採用した（例えば暦応4年（1341）12月21日足利直義下知状に、同年9月14日に奉行人が使者を務めた記述があった場合、9月14日に奉行人在職とみなしその月日にかけた）。閏月の場合は、丸数字をもってこれを表示した。月・日未詳のものは「-」をもって示した。年未詳のものについては、原則として底本の推定に従ったが、一部考証を加えたものがある。
 - ②人物名：名字・実名に加え、法名が判明するものは〈 〉をもって補った。実名がわからない場合、史料表記と同様の表記をあて、花押のみがわかるものは「某」をあてた。
 - ③史料表記：史料に記載されている文言をそのまま採録した。
 - ④基準：後掲（3）を参照
 - ⑤所属：幕府諸機関などの役職が判明するものをあてた。先行研究に多くを依拠したが、註を省略した。なお、前稿No.293以下に引用した康永3年引付番文にみえる人物については、本稿の範囲で内談方所属と判断できる場合に、その所属を記入した。
 - ⑥史料名：古文書などの名称については底本所収の文書名をあてたが、私意をもって改めたものがある。
 - ⑦典拠：古文書の場合は、収録されている文書群（足利尊氏下文一東寺百合文書、室町幕府奉行人奉書案：学衆方評定引付など）を記載した。
 - ⑧底本：底本とした刊行史料名を記載した。東京大学史料編纂所等が所蔵する写真版、東寺百合文書WEBなどのWEB上で閲覧可能な史料画像を典拠とした場合も、本欄にその旨を記述した。底本書誌を書ききれない場合は、書誌情報を註に配置した。
 - ⑨備考：当該人物の没年、管見の限りの史料上の初見、終見を記述した。略号は、没年：没、初見：初、終見：終とした。

(3) 在職比定には以下の基準を設け、基準欄に以下の記号を挙げた。

- A：職掌に基づく発給文書（奉行人奉書、書状）の発給者（便宜、雑訴決断所牒の署判もこれに含めた）。
 B：史料中に「奉行人」「為某奉行」と明記されており、奉行である明証を得られる場合。またこうした訴訟などの取次を行っている場合。
 C：裏花押・端裏銘・端裏書・端書・貼紙などから判別できる場合。
 D：ほかに奉行人としての徴証があり、かつ奉行人の職掌として使者を務めていると判断できる場合。
 E：その他在職と推定できる場合。
 F：他の史料から奉行人と確認できる人物が、奉行人の地位・職掌と無関係の史料に表れた場合（例えば所職の充行・譲与・訴訟・官位の授与など）であっても、史料上の初出や生没が判別できる場合など考証に益があると判断した場合。

(4) 一年の内に、同一人物の複数在職徴証がある場合でも、煩をいとわず採録した。

(5) 奉行人が、後年評定衆などに昇進した場合でも、継続して採録した。

(6) 底本の内、頻出する史料集については、以下の通り、略称を用いた。『大日本史料』は巻数、ページ番号を示す。

大日史 6-1-1 『大日本史料』第六編之一、頁数

大日古 『大日本古文書』

大日記 『大日本古記録』

纂集 『史料纂集』

中（文書番号以下同じ）『南北朝遺文』中国四国編

九 同 九州編

関 同 関東編

東 同 東北編

法制（条文番号）『中世法制史料集』第二卷室町幕府法

集成（文書番号）『室町幕府文書集成』奉行人奉書編

百 WEB 東寺百合文書 WEB（刊本がある場合は、刊本を優先した）

八坂記録 『続史料大成 八坂神社記録』1～4

八坂文書（文書番号）『増補八坂神社文書』上・下

※1 一部史料については、文書名を改める、あるいは写真帳等より判読を改めた箇所がある。

※2 東寺百合文書については、底本に函号だけで号数が載せられていないなど、不備がある場合がある。その際は、京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の番号を追記した。ただし、東京大学史料編纂所『大日本古文書 家分け東寺文書』を用いた場合は、『大日本古文書』の番号と、『東寺百合文書目録』の番号を併記した。

※3 花押の比定には、『花押かゞみ』5—8を用いた。『花押かゞみ』を引用する場合は、巻頁ではなく通し番号を付した。

※4 自治体史を引用する際には、巻数をあげ、典拠欄もしくは、底本名欄に文書番号を提出した。なお、自治体史の体裁によってページ数を掲出したものもある。

南北朝奉行人

No.	月日	人物名	史料表記	基準	所属	史料名	典拠	底本名	備考	註
貞和元年 (1345)										
415	1.-	明石行連〈法準〉	因州禪門	E		上桂庄相論文書案 (貞和 4.7.25)	東寺百合文書ヒ 46	山城国上桂庄史料 (上) 163		
416	2.6	後藤行重	後藤対馬前司行重	F		常樂記	常樂記	群書類従 29	没終	
417	2.9	明石行連〈法準〉	法準	E		上桂庄相論文書案 (貞和 4.7.25)	東寺百合文書ヒ 46	山城国上桂庄史料 (上) 163		
418	2.20	和田行快	和田四郎入道	B		法印房玄申状案	宝菩提院文書 179-48	岩元修一「内奏方」		35
419	2.20	雜賀西義	西義	B	高師直内談方	法印房玄申状案	宝菩提院文書 179-48	岩元修一「内奏方」		
420	4.25	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫	B	上杉重能内談方	長谷場鶴一丸代久幸申状 (康永 4.8.-)	薩摩長谷場文書	九 2139		
421	4.-	門真寂意	門真左衛門入道寂意	B	高師直内談方	田代基綱訴状案	田代文書	高石市史 2-152		
422	5.10	諏方円忠	円忠	B	高師直内談方	足利直義下知状写 (康永 4.9.27)	備前八塔寺文書	中 1427		
423	5.10	門真寂意	寂意	B	高師直内談方	足利直義下知状写 (康永 4.9.27)	備前八塔寺文書	中 1427		
424	6.8	飯尾宏昭	飯尾修理亮入道	A	上杉朝定内談方	田部氏女代郷輔請文写 (貞和 2.5.28)	宇佐郡諸家古文書所収	九 2203		
425	6.-	斎藤基能〈玄観〉	斎藤々内左衛門尉基能	F	志摩守護代	円応寺雜掌円実重申状案	光明寺文書 15	纂集		
426	7.-	門真寂意	裏花押	C	高師直内談方	実清申状并具書案	山形大学所蔵中条家文書	関 1576		
427	7.-	小田時知	裏花押	C		波多野義資代資家重申状	岩手大学所蔵新渡戸文書	東 743		
428	7.-	富部親信	裏花押	C		波多野義資代資家重申状	岩手大学所蔵新渡戸文書	東 743		
429	8.12	安富行長〈道行〉	安富民部大夫行長・散位源朝臣行長	F		安富行長夢記案	園太曆 (貞和 1.10.10)	纂集		
430	8.21	諏方円忠	諏方円忠法師	D	天竜寺造管奉行	園太曆	園太曆	纂集		
431	8.29	栗飯原清胤	栗飯原下総守	F		二階堂伯耆入道道本記	園太曆	纂集		
432	8.29	鳥津忠氏〈観翁〉	鳥津豊後守	F		二階堂伯耆入道道本記	園太曆	纂集		
433	8.29	梶原景広	梶原河内守	F		二階堂伯耆入道道本記	園太曆	纂集		
434	9.21	正伝	正伝	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	二尊院文書	文書集成 11	初	
435	9.21	称阿	称阿	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	二尊院文書	文書集成 11	初	
436	.-	雜賀西義	雜賀隼人入道西義	B	所付方	酒匂資光軍忠状 (延文 1.10.-)	薩藩旧記	九 3924		36
437	11.7	正伝	正伝	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	二尊院文書	文書集成 12	終	
438	11.7	称阿	称阿	A	内談方	室町幕府奉行人連署奉書案	二尊院文書	文書集成 12	終	
439	12.-	某	裏花押	C	上杉重能内談方	東寺雜掌光信重申状	東寺百合文書み 29-2-1	百 WEB	初終	
貞和 2 年 (1346)										
440	1.7	斎藤利泰	利泰	E	奏事	貞和二年正月七日評定目録	玉燭宝典裏文書 6-14	玉燭宝典紙背文書		37
441	1.18	須賀清秀	須賀	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		38
442	1.23	雅楽信重〈道信〉	雅入	E	禪律方	室町幕府事書案	九条家文書 1613	図書寮叢刊		
443	1.23	諏方円忠	諏大	E	禪律方	室町幕府事書案	九条家文書 1613	図書寮叢刊		
444	1.23	三須倫篤〈禪休〉	三雅	E	禪律方	室町幕府事書案	九条家文書 1613	図書寮叢刊		
445	1.23	門真寂意	寂意	E	禪律方	室町幕府事書案	九条家文書 1613	図書寮叢刊		

446	2.5	斎藤基秀(玄秀)	斎藤四郎兵衛入道玄秀	B	侍所	故戦防戦事	追加法 15	法制史料		
447	2.29	飯尾宏昭	飯尾修理進入道宏昭	B	上杉朝定内談方	足利直義下知状(貞和 2.12.27)	若王子神社文書	愛知県史資料編 8 1204		
448	2.29	斎藤利泰	利泰	B	上杉朝定内談方	足利直義下知状(貞和 2.12.27)	若王子神社文書	愛知県史資料編 8 1204		
449	4.7	門真寂意	門真左衛門入道寂意	B	高師直内談方	足利直義袖判下文案	山形大学所蔵中条家文書	関 1618		
450	4.7	門真寂真	門真彈正忠入道	E	清書奉行	足利直義袖判下文案	山形大学所蔵中条家文書	関 1618		
451	4.7	門真新左衛門	門真新左衛門	B	執筆	足利直義袖判下文案	山形大学所蔵中条家文書	関 1618		初終
452	4.7	安威資脩(性威、性遵)	安威新左衛門入道性遵	F		足利直義下知状	久我家文書 67	久我家文書		
453	4.7	飯尾宏昭	裏花押	C	上杉朝定内談方	足利直義下知状	久我家文書 67	久我家文書		
454	5.11	安富行長(道行)	安富右近大夫	C		小早川道門請文案(貞和 2.5.9)	東寺百合文書ト 42	中 1465		
455	5.13	富部親信	富部周防守	D	上杉朝定内談方	賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
456	5.13	津戸道元	津戸	B	恩賞方	賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
457	5.14	諏方円忠	円忠	C	高師直内談方	出雲孝時讓状(建武 2.11.2)	出雲北島文書	中 182		
458	5.14	雜賀貞倫	貞倫	C	石橋和義引付方	出雲孝時讓状(建武 2.11.2)	出雲北島文書	中 182		
459	5.28	飯尾宏昭	飯尾修理亮入道	B	上杉朝定内談方	田部氏女代郷輔請文写	宇佐郡諸家古文書所収	九 2203		
460	5.-	門真寂意	門真左衛門入道	B	高師直内談方	松尾社祢宜相衡申状	東文書	大日史 6-9-943		
461	6.13	雜賀入道	雜賀入道	F		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
462	6.23	安富行長(道行)	散位源行長	F		勝軍地藏菩薩像台座銘	東寺宝物館蔵勝軍地藏菩薩像	上島有『足利尊氏文書の研究』		39
463	6.-	諏方円忠	円忠	F		天龍寺領信濃国四宮庄土貢注文案	天龍寺文書 67	天龍寺文書の研究		
464	6.-	諏方康嗣	宗真養女神氏跡松犬丸分	F		天龍寺領信濃国四宮庄田在家目録案	天龍寺文書 68	天龍寺文書の研究		初
465	6.-	諏方円忠	円忠	F		天龍寺領信濃国四宮庄田在家目録案	天龍寺文書 68	天龍寺文書の研究		
466	7.19	依田貞行	依田左衛門尉貞行	B	石橋和義引付方	足利直義下知状案	反町英作氏所蔵三浦和田文書	関 1639		
467	7.19	三須倫篤(禪休)	紙継目裏花押	C	高師直内談方	足利直義下知状案	反町英作氏所蔵三浦和田文書	関 1639 花押かゝみ 3527		
468	9.12	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫	B	上杉重能内談方	東寺雜掌光信申状案(貞和 6.2)	東寺百合文書ト 44	中 1794		
469	9.-	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫	B	上杉重能内談方	東寺雜掌光信申状案	東寺百合文書さ 15	中 1484		
470	⑨.27	諏方円忠	諏方法眼円忠	B	高師直内談方	文書紛失輩訴訟事	追加法 20	法制史料		
471	⑨.27	門真寂意	門真左衛門入道寂意	B	高師直内談方	文書紛失輩訴訟事	追加法 20	法制史料		
472	⑨.-	和田行快	和田四郎入道行快	B	高師泰引付方	新熊野長床雜掌勝慶申状	古文書集二	中 1492		
473	10.7	諏方円忠	裏花押	C	高師直内談方	足利直義下知状	国立歴史民俗博物館所蔵田中教忠氏所蔵文書	林讓論文		40
474	10.13	青砥康重	康重	F		青砥康重讓状写	青砥康重家譜 7	『加賀前田家と尊經閣文庫』		41
475	10.15	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫	B	上杉重能内談方	東寺雜掌光信申状案(貞和 6.2)	東寺百合文書ト 44	中 1794		
476	11.15	安富行長(道行)	安富右近行長	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
477	11.16	門真寂意	門真入道	E		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
478	11.-	諏方円忠	諏方大進房円忠	B	高師直内談方	南条高光申状案	駿河大石寺文書	関 1667		

479	12.17	安富貞嗣	やすとみのみん ふの大夫	B	恩賞方	細川顯氏挙状	田代文書	高石市史 2 154		
480	12.17	斎藤利泰	さいとうさへも んのた大夫	B	恩賞方	細川顯氏挙状	田代文書	高石市史 2 154		
481	12.17	雑賀西義	雑賀隼人入道西 義	B	恩賞方	足利直義下知状	長門小早川家文書	中 1505		
482	12.17	雅楽信重〈道信〉	雅楽民部大夫入 道々信	B	内談方	足利直義下知状	神護寺文書 349 (尊經閣古文書纂)	高尾山神護寺文書集成	没	42
483	12.18	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫	E	恩賞方	賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
484	12.22	雑賀西義	雑賀隼人入道	B	高師直内談方	東大寺宿老等事書土代	東大寺文書 (図書館未成卷) 145	大日古		
485	12.22	斎藤利泰	斎藤左衛門尉	B	上杉朝定内談方	東大寺宿老等事書土代	東大寺文書 (図書館未成卷) 145	大日古		
486	12.29	栗飯原清胤	栗飯原下総	B		賢俊僧正日記	賢俊僧正日記	醍醐寺文化財研究所紀要		
487	-.	雅楽信重〈道信〉	雅楽民部大夫	B		氏名未詳書状	金沢文庫文書	中 1493		43
488	-.	諏方円忠	諏方大進房	B	禪律方	氏名未詳書状	金沢文庫文書	中 1493		
貞和 3 年 (1347)										
489	1.4	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫 貞兼	E	上杉重能内談方	師守記	師守記	纂集		
490	1.-	雑賀西義	雑賀隼人入道西 義	B		茂知貞置文案 (文和 2.6.10)	吉成尚親氏所蔵茂木 文書	関 2459		
491	2.19	明石行連〈法準〉	明石因幡入道	B	上杉朝定内談方	学衆方評定引付	東寺百合文書ム 19	大日史 6-11-103		
492	3.17	左衛門尉	左衛門尉	B		足利直義裁許状案	中条家文書	新潟県史中世 2 1897	初終	
493	4.7	明石行連〈法準〉	明石因幡入道法 準	B	仁政方	足利直義下知状写	遠山文書 3	岐阜県史史料編古 代中世 1	終	
494	4.7	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫 利泰	B	恩賞方	足利直義下知状写	遠山文書 3	岐阜県史史料編古 代中世 1		
495	4.7	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫貞 尚	B	内談方	足利直義下知状写	遠山文書 3	岐阜県史史料編古 代中世 1		
496	4.-	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫 貞兼	B	上杉重能内談方	伊勢国大国庄雑掌申 状并具書案	東寺百合文書ほ 44 (31-1-1)	大日古		
497	5.7	布施資連〈昌椿〉	資連	C	上杉重能内談方	源泰忠同泰長連署和 与状 (貞和 3.4.-)	讃岐秋山家文書	中 1534		
498	5.7	飯尾貞兼	貞兼	C	上杉重能内談方	源泰忠同泰長連署和 与状 (貞和 3.4.-)	讃岐秋山家文書	中 1534		
499	6.9	栗飯原清胤	前下総守	A	御所奉行	栗飯原清胤卷数請取 状案	八坂文書 1667	八坂文書		
500	6.9	須賀清秀	須賀	B		將軍家御祈禱御教書 目録	祇園社記雑纂第一	八坂記録 4		
501	8.18	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫	E	上杉重能内談方	永成奉書案	薩摩長谷場文書	九 2357		
502	8.18	布施資連〈昌椿〉	布施彈正忠	E	上杉重能内談方	永成奉書案	薩摩長谷場文書	九 2357		
503	10.24	門真寂意	寂意	C		(正和 4.2.1) 慈性寄進状	武州文書所収称名寺 文書	神奈川県史古代中 世 2 1968		
504	10.24	道崇	道崇	C		(正和 4.2.1) 慈性寄進状	武州文書所収称名寺 文書	神奈川県史古代中 世 2 1968	初終	
505	11.15	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫 貞兼	B	上杉重能内談方	足利直義下知状 (貞和 4.10.17)	長門三浦家文書	中 1678		
506	12.9	津戸道元	津戸出羽権守入 道々元	B	恩賞方	足利直義下知状 (貞和 5.⑥ .27)	若王子神社文書	大日史 6-12-773		
507	12.12	栗飯原清胤	前下総守	A	御所奉行	栗飯原清胤卷数請取 状案	清水寺文書 60	兵庫県史中世 2		
貞和 4 年 (1348)										
508	2.1	栗飯原清胤	政所下総守	A	政所	栗飯原清胤書状	石水博物館所蔵八坂 神社文書 60	三重県史中世 II		44
509	2.1	藤民部聖祐カ	藤民部入道	B	政所	栗飯原清胤書状	石水博物館所蔵八坂 神社文書 60	三重県史中世 II	初	
510	2.1	斎藤世茂	斎藤三郎兵衛尉	B	政所	栗飯原清胤書状	石水博物館所蔵八坂 神社文書 60	三重県史中世 II	初	

511	3.19	飯尾貞兼	貞兼	B	上杉重能内談方	足利直義下知状 (貞和 4.10.17)	長門三浦家文書	中 1678		
512	4.-	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫	B	恩賞方	吉川経朝庭中申状	吉川家文書 998	大日古		
513	6.7	栗飯原清胤	相原下総守	F		園太曆	園太曆	纂集		
514	7.10	雑賀西義	雑賀隼人入道西義	B	庭中方	東寺雑掌光信陳状案	東寺百合文書ヒ 46	山城国上桂庄史料 (上) 163		
515	7.11	飯尾宏昭	飯尾宏昭	B	上杉朝定内談方	足利直義下知状 (貞和 4.10.9)	東福寺文書	中 1676		
516	7.11	門真寂意	門真寂意	B	高師直内談方	足利直義下知状 (貞和 4.10.9)	東福寺文書	中 1676		
517	7.17	栗飯原清胤	栗飯原	B		貞和四年記	貞和四年記	続群書類従 29 下		
518	8.10	中沢信綱〈定阿〉	掃部允源信綱	F		小除目聞書案	園太曆 (貞和 4.8.11)	纂集		初
519	8.24	中沢信綱〈定阿〉	中沢掃部允信綱	D		足利直義下知状 (貞和 4.10.17)	長門三浦家文書	中 1678		
520	8.24	布施資連〈昌椿〉	資連	D	上杉重能内談方	足利直義下知状 (貞和 4.10.17)	長門三浦家文書	中 1678		
521	8.27	斎藤基秀〈玄秀〉	沙弥玄秀	C	上杉朝定内談方	大田庄雑掌勝円地頭 代重光連署和与状 (貞和 4.7.5)	高野山文書宝簡集十	中 1652		
522	8.27	清原貞朝	清原貞朝	C		大田庄雑掌勝円地頭 代重光連署和与状 (貞和 4.7.5)	高野山文書宝簡集十	中 1652		初終
523	9.8	安富貞嗣	安富民部大夫	B		徳泉寺文書目録 (延文 5.7.13)	教王護国寺文書 435	教王護国寺文書 1		
524	10.6	須賀清秀	須賀左衛門尉清秀	F		某書状	玉燭宝典紙背文書 11-15	玉燭宝典紙背文書		
525	10.8	諏方円忠	諏方大進房	B	高師直内談方	内談頭人高師直奉書 案	東寺百合文書を 9	大日史 6-11-888		
526	10.8	諏方円忠	諏方大進房円忠	B	高師直内談方	東寺雑掌光信支状 (観応 2.5.4)	東寺百合文書△ 26 学 衆方評定引付	大日史 6-15-7		
527	10.8	須賀清秀	須賀壱岐権守清秀	F		東寺雑掌光信支状 (観応 2.5.4)	東寺百合文書△ 26 学 衆方評定引付	大日史 6-15-7		
528	10.29	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫	D		東大寺衆議事書写	三国地誌卷 99 (黒田荘 1299)	三重県史古代中世 (上)		
529	10.29	雑賀西義	雑賀隼人入道西義	B		東大寺衆議事書写	三国地誌卷 99 (黒田荘 1299)	三重県史古代中世 (上)		
530	10.29	安富貞嗣	安富民部大夫貞嗣	F		東大寺衆議事書写	三国地誌卷 99 (黒田 荘 1299)	三重県史古代中世 (上)		
531	11.3	某	裏花押	C		東寺雑掌光信重申状	東寺百合文書さ 17	百 WEB		
532	12.7	雑賀西義	雑賀隼人入道西義	B	高師直内談方	足利直義下知状	東京大学史料編纂所 所蔵	中 1689		45
533	12.7	依田貞行	依田右衛門尉貞行	B	和義引付方	足利義詮下知状 (観応 1.4.11)	東京大学史料編纂所 所蔵	中 1808		
534	12.7	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	B	高師直内談方	足利義詮下知状 (観応 1.4.11)	東京大学史料編纂所 所蔵	中 1808		
535	12.14	布施資連〈昌椿〉	布施弾正忠資連	B	上杉重能内談方	東寺雑掌光信申状案 (貞和 6.2)	東寺百合文書ト 44	中 1793		
536	12.18	後藤民部丞	後藤民部丞	B		執事高師直奉書案	東寺百合文書ニ 25-1	大日史 6-12-192		初終
537	12.20	栗飯原清胤	前下総守	A	御所奉行	栗飯原清胤卷数請取 状案	播磨清水寺文書 61	兵庫県史中世 2		
538	12.24	須賀清秀	壱岐守 平清秀	F		京官除目聞書案	園太曆 (貞和 12.25)	纂集		
539	12.27	門真寂意	門真左衛門尉入道 寂意	F		足利尊氏袖判下文案	広橋家文書 8	兵庫県史中世 8		
貞和 5 年 (1349)										
540	1.11	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		高師直施行状案	広橋家文書 9	兵庫県史中世 8		
541	2.25	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾新左衛門尉 頼国	F		引付頭人上杉重能奉 書	前田家所蔵文書	大日史 6-12-488		
542	3.2	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		但馬国守護今川頼貞 請文案	広橋家文書 10	兵庫県史中世 8		
543	3.4	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫	C	施行奉行	執事高師直施行状案	八坂文書 1669	八坂文書		46

544	3.11	門真寂意	寂意	F		足利義詮下知状 (観応 1.4.11)	東京大学史料編纂所 所蔵	中 1808		
545	3.11	浄広	浄広	B		足利義詮下知状 (観応 1.4.11)	東京大学史料編纂所 所蔵	中 1808		
546	3.23	布施資連<昌椿>	布施弾正忠資連	B	内談方	足利直義下知状 (貞和 5. ⑥ .27)	東寺百合文書せ足利 將軍家下文 3	大日史 6-12-774		
547	3.-	安威資脩 <性威、性遵>	性遵	B		若狭国太良荘文書集	教王護国寺文書 385	教王護国寺文書一		
548	4.1	雑賀西義	雑賀隼人入道西 義	B	高師直内談方	太良庄地頭方評定引 付	東寺百合文書タ 5	百 WEB		
549	4.13	安富貞嗣	安富民部大夫	F		学衆方評定引付	東寺百合文書ム 22号	大日史 6-13-209		
550	5.4	松田専阿	松田入道	F	問注所	太良庄地頭方評定引 付	東寺百合文書タ 5	百 WEB		
551	5.14	諏方円忠	円忠	C		出雲孝時讓状 (建武 1.8.10)	出雲千家文書	関 121		
552	5.14	雑賀貞倫	貞倫	C		出雲孝時讓状 (建武 1.8.10)	出雲千家文書	関 121		
553	5.14	諏方円忠	円忠	C		妙善避状 (康永 2.5.16)	出雲千家文書	関 1411		
554	5.14	雑賀貞倫	貞倫	C		妙善避状 (康永 2.5.16)	出雲千家文書	関 1411		
555	5.28	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		沙弥明心請文案	広橋家文書 11	兵庫県史中世 8		
556	6.7	安威資脩 <性威、性遵>	安威入道	B		師守記	師守記	纂集		
557	6.26	雑賀西義	雑賀入道	B	高師直内談方	太良庄地頭方評定引 付	東寺百合文書タ 5	百 WEB		
558	⑥.2	栗飯原清胤	相原・守	F		園太曆	園太曆	纂集		
559	⑥.15	栗飯原清胤	栗飯原下総守	F		左兵衛督師直を誅せ んと欲せらるる事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		47
560	⑥.15	斎藤季基<道永>	斎藤五郎兵衛入 道	F		左兵衛督師直を誅せ んと欲せらるる事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		48
561	⑥.15	飯尾宏昭	飯尾修理進人入 道	F		左兵衛督師直を誅せ んと欲せらるる事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		
562	⑥.16	安威資脩 <性威、性遵>	阿井新左衛門入 道	B		太良庄地頭方評定引 付	東寺百合文書タ 5	百 WEB		
563	⑥.30	須賀清秀	清秀	F		園太曆	園太曆	纂集		
564	7.25	諏方康嗣	諏方松犬丸	F		引付頭人上杉重能奉 書	八坂文書 1642	八坂文書		
565	7.25	雑賀貞尚<貞阿>	雑賀民部大夫	C	上杉重能内談方	引付頭人上杉重能奉 書	八坂文書 1670	八坂文書		
566	8.12	梶原景広	梶原河内守	F		師直將軍の屋形を打 ち囲む事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		49
567	8.12	須賀清秀	須賀左衛門	F		師直將軍の屋形を打 ち囲む事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		
568	8.12	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫	F		師直將軍の屋形を打 ち囲む事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		
569	8.12	飯尾宏昭	飯尾修理進人入 道	F		御所囲事	太平記第二十七卷	太平記 (日本古典 文学大系本)		
570	8.12	小田知春	小田伊賀守	F		御所囲事	太平記第二十七卷	太平記 (日本古典 文学大系本)		初
571	8.12	栗飯原清胤	栗飯原下総守清 胤	F		御所囲事	太平記第二十七卷	太平記 (日本古典 文学大系本)		
572	8.14	須賀清秀	須賀左衛門尉清 秀	F		園太曆	園太曆	纂集		
573	8.14	須賀清秀	須賀左衛門尉清 秀	F		師直將軍の屋形を打 ち囲む事	太平記第二十七卷	太平記 (岩波文庫本)		
574	8.14	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫 利康	F		園太曆	園太曆	纂集		
575	8.14	飯尾宏昭	・ ・ 修理進人入 道	F		園太曆	園太曆	纂集		
576	8.-	島津忠氏<観翁>	嶋津下野 [×総] 前司	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		

577	8.-	飯尾貞兼	飯尾左衛門大夫 入道	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	終	50
578	8.-	三須倫篤(禅休)	三須雅楽大夫	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
579	8.-	和田行快	和田四郎入道	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
580	8.-	大野栄成	大野越前房	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
581	8.-	布施資連(昌椿)	布施弾正忠	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
582	8.-	飯尾木工左衛門 尉	飯尾木工左衛門 尉	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
583	8.-	飯尾大蔵左衛門 尉	飯尾大蔵左衛門 尉	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
584	8.-	豊前四郎左衛門 尉	豊前四郎左衛門 尉	B	斯波家兼引付方 合奉行	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	終	
585	8.-	島田兵部丞	嶋田兵部丞	B	斯波家兼引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
586	8.-	諏方門忠	諏方大進房	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
587	8.-	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門 尉	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
588	8.-	雅楽忠清 (道観、道喜)	雅楽左近将監	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初	
589	8.-	斎藤利政(道遵)	斎藤七郎入道	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
590	8.-	安富三郎左衛門 尉	安富三郎左衛門 尉	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初	
591	8.-	松田貞秀	松田八郎	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初	
592	8.-	因幡右近藏人	因幡右近藏人 合奉行	B	石橋和義引付方 合奉行	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
593	8.-	松田師行	松田掃部允	B	石橋和義引付方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初	
594	8.-	栗飯原清胤	下総前司	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
595	8.-	梶原景広	梶原河内守	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
596	8.-	土左宮内少輔	土左宮内少輔	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
597	8.-	雑賀西義	雑賀隼人入道	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
598	8.-	富部親信	富部周防前司	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
599	8.-	大野彦次郎入道	大野彦次郎入道	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
600	8.-	飯尾頼国(道勝)	飯尾新左衛門尉	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
601	8.-	雑賀貞倫	雑賀掃部允	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
602	8.-	斎藤左衛門四郎 入道	斎藤左衛門四郎 入道	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
603	8.-	和泉三郎左衛門 尉	和泉三郎左衛門 尉	B	佐々木導管引付 方 合奉行	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
604	8.-	矢野孫太郎	矢野孫太郎	B	佐々木導管引付 方	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10	初終	
605	8.-	栗飯原清胤	栗原下総前司	B	侍所	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
606	8.-	杉原光房	杉原左近将監	B	侍所	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
607	8.-	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門 尉	B	侍所開闔	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		

608	8.-	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾新左衛門尉	B	侍所	引付衆交名注文写	新田神社文書 72	鹿児島県史料旧記 雑録拾遺家わけ 10		
609	.-	富部親信	富部周防前司親信	B		周防国雑掌定尊申詞 事書土代	東大寺文書（図書館 未成巻）803	大日古		51
610	.-	飯尾為宗〈信快〉	飯尾三郎左衛門	B	内奏方	周防国雑掌定尊申詞 事書土代	東大寺文書（図書館 未成巻）803	大日古		
611	9.5	諏方円忠	円忠	B		大乘院記録抜書	大乘院記録抜書	大日史 6-12-912		
612	9.19	雑賀西義	雑賀隼人入道	B		東寺申状案	東寺百合文書 94	中 1755		
613	9.27	飯尾為宗〈信快〉	飯□為宗	F		但馬国祐徳寺領田畠 山林注文(永享 2.12.-)	大徳寺塔頭文書 2	兵庫県史中世 7		
614	11.8	津戸道元	津戸出羽入道	B	恩賞方	野辺盛忠議状	日向野辺文書	関 1858		
615	12.25	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		執事高師直奉書案	広橋家文書 12	兵庫県史中世 8		
貞和年間（1345年—1349年）										
616	2.28	斎藤利泰	□藤左衛門大夫	B	評定奏事	評定目録	玉燭宝典紙背文書 1-25	玉燭宝典紙背文書		52
617	11.25	飯尾宏昭	飯尾□理進入道	F		道光書状	玉燭宝典紙背文書 5-9	玉燭宝典紙背文書		
618	12.7	雑賀貞尚〈貞阿〉	貞尚	F		雑賀貞尚書状	玉燭宝典紙背文書 2-7 花押かゝみ 3277	玉燭宝典紙背文書		
観応元年（1350）										
619	1.17	粟飯原清胤	相原下総守清胤	D		園太曆	園太曆	纂集		
620	1.22	粟飯原清胤	粟飯原 総州	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
621	1.24	諏方円忠	諏方法眼円忠	B		師守記（貞治 2.①.26）	師守記	纂集		
622	2.11	粟飯原清胤	粟飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
623	2.14	諏方円忠	諏方代進房	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
624	2.23	粟飯原清胤	粟飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
625	2.24	粟飯原清胤	粟飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
626	3.12	須賀清秀	須賀	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
627	3.20	関宗度	関左近将監宗度	B		某袖判下知状写（観 応 1.5.7）	上野正文書	関 1893		
628	3.20	旧冬	旧冬	B		某袖判下知状写（観 応 1.5.7）	上野正文書	関 1893		
629	3.24	門真寂真	寂真	A		室町幕府奉行人連署 奉書案	九条家文書	文書集成 13		
630	3.24	昌元	昌元	A		室町幕府奉行人連署 奉書案	九条家文書	文書集成 13	初	
631	3.27	斎藤季基〈道永〉	季基	A		室町幕府奉行人連署 奉書案	反町英作氏所蔵斎藤 文書	関 1881		
632	3.27	松田師行	師行	A		室町幕府奉行人連署 奉書案	反町英作氏所蔵斎藤 文書	関 1881		
633	3.28	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		引付頭人長井高広奉 書案	広橋家文書 14	兵庫県史中世 8		
634	3.-	安威資脩 〈性威、性遵〉	裏花押	C		黒川茂実代重貞重申 状	反町英作氏所蔵三浦 和田文書	関 1884		
635	3.-	富部親信	裏花押	C		尼明泉代祐信重申状	山形大学所蔵中条文 書	関 1885 花押かゝ み 3487	終	
636	4.2	諏方円忠	諏方大進房	E	寄合方	久遠寿量院別当職相 論次第（観応 1）	宝菩提院文書 179-54	岩元「賦、壁書、内 訴、端裏銘覚書」		53
637	4.11	粟飯原清胤	粟飯原	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
638	4.11	伊地知	伊地知	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		54
639	4.12	粟飯原清胤	粟飯原	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
640	4.12	伊地知	伊地知	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
641	4.15	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		但馬国守護代左衛門 尉基藤請文案	広橋家文書 15	兵庫県史中世 8		
642	4.16	粟飯原清胤	粟飯原	E	御厩別当	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
643	4.22	門真寂意	門真左衛門入道 寂意	F		但馬国守護上杉朝房 請文案	広橋家文書 16	兵庫県史中世 8		
644	6.11	粟飯原清胤	粟飯原	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		

645	6.12	安富行長〈道行〉	安富右近大夫	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
646	6.12	門真寂真	門真弾正忠入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
647	6.29	雑賀西義力	雑賀入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
648	7.12	安富三郎左衛門尉	安富三郎左衛門尉	E		顕詮書状	社家記録二裏文書99	八坂記録2		55
649	7.17	斎藤利政〈道遵〉	斎藤七郎入道	F	高師泰奉行人	高師泰書状写	毛利家文書17	大日古		
650	7.21	安富行長〈道行〉	行長	A	評定	安富行長書状	高野山文書宝簡集512	大日古		
651	7.21	安富行長〈道行〉	安富右近大夫行長	B		東寺長者御教書	高野山文書宝簡集180	大日古		
652	7.23	門真寂真	寂真	A		室町幕府奉行人連署奉書案	九条家文書	文書集成		
653	7.23	昌元	昌元	A		室町幕府奉行人連署奉書案	九条家文書	文書集成		終
654	7.28	須賀清秀	須賀	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
655	7.28	安富行長〈道行〉	安富右近大夫	B		将軍家御祈禱御教書目録	祇園社記雑纂第一	八坂記録4		
656	7.-	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾新左衛門尉頼国	B		矢野庄雑掌光信申状写	東寺百合文書△24学衆方評定引付	相生市史737		
657	8.6	須賀清秀	須賀	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
658	8.18	安富行長〈道行〉	散位	A		室町幕府巻数返事	東寺百合文書ホ51-4	東寺百合文書八		
659	8.20	栗飯原清胤	栗飯原下総守清胤	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
660	8.20	諏方貞継	諏方神左衛門尉	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		初
661	8.21	諏方貞継	諏方神左衛門尉	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
662	8.21	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
663	8.27	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫	B		社家記録	社家記録	八坂記録1		
664	9.2	諏方貞継	諏方神左衛門	B		社家記録	社家記録	八坂記録1		
665	9.4	栗飯原清胤	相原下野守	D		園太曆	園太曆	纂集		
666	9.9	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
667	9.11	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
668	9.11	栗飯原清胤	栗飯原	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
669	9.13	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
670	9.21	須賀清秀	須賀	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
671	9.22	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
672	10.13	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
673	10.19	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
674	10.20	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
675	10.22	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
676	10.22	雑賀貞倫	隼入入道子息掃部允	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
677	10.25	雑賀貞倫	雑賀掃部	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		終
678	10.28	三須倫篤〈禅休〉	三須雅楽	B		将軍家御祈禱御教書目録	祇園社記雑纂第一	八坂記録4		
679	10.-	諏方円忠	諏方大進円忠	D		東大寺年預五師申状	東大寺文書	東京大学史料編纂所影写本		56
680	10.-	斎藤利政〈道遵〉	斎藤七郎入道道遵	D		東大寺年預五師申状	東大寺文書	東京大学史料編纂所影写本		終
681	11.13	栗飯原清胤	栗飯原	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
682	11.24	栗飯原清胤	栗飯原	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
683	11.24	須賀清秀	須賀	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
684	11.25	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
観応2年(1351)										
685	1.8	安威資脩〈性威、性遵〉	性遵	B		武家事書案	園太曆(観応2.1.9)	纂集		
686	1.14	須賀清秀	須賀峯崎守清秀	F		園太曆	園太曆	纂集		
687	2.2	松田貞秀	松田八郎跡	F		足利尊氏下文	熊谷家文書	中1952		

688	2.6	安富貞嗣	安富民部大夫	E		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
689	2.6	梶原景広	梶原河内入道	A	卷数奉行	観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
690	2.16	依田時朝〈元信〉	依田将監跡	F		足利尊氏下文	国立歴史民族博物館 所蔵越前島津家文書	関 1971		
691	2.20	梶原景広	梶原河内入道	E		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
692	2.23	杉原光房	杉原左近将監	B		将軍家御祈禱御教書 目録	祇園社記雑纂第一	八坂記録 4		
693	3.24	依田貞行	依田右衛門尉	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
694	3.24	白井行胤	白井弾正忠	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		初
695	3.28	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫 利康	B	評定衆	園太暦	園太暦	纂集		
696	3.30	斎藤利泰	斎藤左衛門大夫 利康	F		園太暦	園太暦	纂集		没
697	3.-	津戸道元	津戸出羽権守入 道	B	恩賞方	田代顕綱軍忠状	田代文書	羽曳野市史料編 2 117		終
698	3.-	安富貞嗣	安富民部大夫	B	恩賞方	田代顕綱軍忠状	田代文書	羽曳野市史料編 2 117		
699	4.1	斎藤利泰	利康	F		園太暦	園太暦	纂集		
700	4.1	須賀清秀	須賀壱岐守	F		引付頭人石橋和義奉 書	東寺百合文書ノ 17	大日史 6-14-926		
701	4.-	栗飯原清胤	栗飯原下総守	F		某訴状案	田代文書	高石市史 2 188		
702	5.4	須賀清秀	壱岐権守清秀	F		東寺雑掌光信陳状案	東寺百合文書ム 26 学 衆方評定引付	大日史 6-15-7		
703	5.19	斎藤利泰	斎藤越前守利泰 跡	F		尼性戒寄進状案	天龍寺文書 96	天龍寺文書の研究		終
704	5.22	安富貞嗣	安富民部大夫	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
705	4.16	安富貞嗣	長門守源貞嗣	F		除目聞書案	園太暦 (観応 2.4.17)	纂集		
706	6.5	安富貞嗣	安富民部大夫	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
707	6.5	諏方円忠	諏方大夫房円忠	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
708	6.8	門真入道	かとの入道	C	顕氏引付方	引付頭人細川顕氏奉 書	長門山内首藤文書	中 2041		57
709	6.9	安富貞嗣	安富民部大夫	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
710	6.15	安富貞嗣	安富長門守	B		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		終
711	6.17	三須倫篤〈禅休〉	裏花押	C	和義引付方	越中院林郷雑掌慶重 重申状	醍醐寺文書 3267	大日古		
712	6.22	斎藤基能〈玄観〉	斎藤々内左衛門 尉	C	政所執事代	僧成心申状案	醍醐寺文書 477	大日古		
713	6.27	飯尾宏昭	飯尾修理進入道	F		園太暦	園太暦	纂集		没終
714	6.28	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾左衛門大夫 頼国	F		足利尊氏御教書写	金沢市立図書館所蔵 文書 11 号 (松雲公採 集遺編類纂飯尾証 書)	岐阜県史料編古 代中世 4		
715	6.22	斎藤基能〈玄観〉	斎藤藤内左衛門 尉	B	政所執事代	観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		
716	7.30	梶原景広	梶原河内入道	F		観応二年日次記	観応二年日次記	続群書類従 29 下		終
717	7.30	安富三郎左衛門 尉	安富三郎右衛門	B		将軍家御祈禱御教書 目録	祇園社記雑纂第一	八坂記録 4		
718	8.4	安富三郎左衛門 尉	安富三郎左衛門 尉			足利尊氏御教書	石清水文書菊大路家 文書 61	大日古		終
719	8.25	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾新左衛門	C		足利尊氏御教書	八坂文書 (増補篇) 20 号	八坂文書		
720	9.3	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威入道	D		園太暦	園太暦	纂集		
721	9.5	諏方円忠	諏方大進坊	D		夢窓疎石置文案 (観応 2.9.15)	天龍寺文書 101	天龍寺文書の研究		
722	9.10	佐藤次郎左衛門 尉	佐藤二郎左衛門 尉跡	F		足利義詮下文案	周防佐々木文書	関 2051		終
723	9.-	諏方円忠	諏方円忠	B		伊東祐安代訴状 (明德 4.8.-)	日向伊東文書	九 6286		58
724	10.21	須賀清秀	須賀壱岐前司跡	F		足利直冬下文	肥後相良家文書	九 3226		

725	10.21	安富行長〈道行〉	安富右近大夫跡	F		足利直冬下文	肥後相良家文書	九 3226		
726	10.25	粟飯原清胤	粟飯原入道	B	御所奉行	粟飯原清胤卷数請取状案	祇園社記統録第二	八坂記録 4		
727	10.27	布施資連〈昌椿〉	布施彈正忠資連	F		足利義詮御判御教書	京都大学所蔵古文書纂 2 号	岐阜県史料編古代中世 4		
728	10.30	諏方円忠	法眼円忠	F		諏方円忠寄進状	天龍寺文書 105	天龍寺文書の研究		
729	11.2	烏津忠氏〈観翁〉	烏津下野守忠氏跡	F		足利尊氏下文案	薩摩島津家文書	九 3244		
730	11.2	安富行長〈道行〉	安富	C		足利義詮御判御教書	八坂文書(増補篇) 21	八坂文書		
731	11.3	諏方円忠	諏方円忠	F		足利尊氏寄進状案	天龍寺文書 107	天龍寺文書の研究		
732	11.3	諏方円忠	諏方円忠	F		足利尊氏御内書案	天龍寺文書 108	天龍寺文書の研究		
733	11.28	諏方円忠	円忠	F		足利義詮御内書案	天龍寺文書 109	天龍寺文書の研究		
734	12.15	安富行長〈道行〉	裏花押	C		足利尊氏寄進状案	園城寺文書	大日史 6-15-664		
735	-.-	斎藤基秀〈玄秀〉	斎藤四郎兵衛入道玄秀俗基秀	F		政所頭人御次第	政所頭人御次第	設楽薫論文		59
736	-.-	須賀清秀	須賀老岐守	F		清水寺住僧等請文案	播磨清水寺文書 68	兵庫県史中世 2		
正平 7 年・文和元年 (1352)										
737	1.8	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾左衛門大夫尉	C		足利尊氏禁制写	甲斐万福寺文書	関 2154		60
738	1.26	粟飯原清胤	粟飯原	B	御所奉行	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
739	2.18	粟飯原清胤	御所行粟飯原	B		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
740	2.18	伊地知	伊地知	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		終
741	2.18	雑賀貞尚〈貞阿〉	雑賀民部大夫	B	祇園社造営奉行	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
742	2.27	諏方円忠	諏方大進房円忠	B		園太曆	園太曆	纂集		
743	2.28	杉原光房	梶原左近将監	B	侍所	社家記録	社家記録	八坂記録 1		61
744	②.17	三須倫篤〈禅休〉	三須雅楽允	B		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
745	②.17	粟飯原清胤	御所奉行粟飯原下総入道	B	御所奉行	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
746	②.23	諏方貞継	貞継	F		前田本神氏系図	前田本神氏系図	信濃史料 6		
747	3.1	松田頼胤	松田修理進	F		足利義詮軍勢催促状写	立入家文書 49-7	禁裏御倉職立入家文書		初
748	3.18	松田頼胤	松田修理進	F		足利義詮感状写	立入家文書 49-8	禁裏御倉職立入家文書		
749	3.29	白井行胤	白井彈正忠	D		今川範国奉書写	西尾市立岩瀬文庫所蔵古簡雑纂五之六	関 2224		
750	4.4	大野入道	大野入道	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		62
751	4.4	門真	門真	F		社家記録	社家記録	八坂記録 1		63
752	4.7	粟飯原清胤	御所奉行粟飯原禅門	B	御所奉行	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
753	4.8	白井行胤	彈正忠行胤	A		白井行胤打渡状	円覚寺文書	関 2241		
754	4.8	白井行胤	彈正忠行胤	A		白井行胤打渡状	黒田太久馬氏所蔵文書	関 2242		
755	4.9	雅楽忠清〈道観、道喜〉	雅楽左近将監忠清	D		南行雑録〈南都興福寺東院記録蔵在成身院〉	南行雑録	大日史 6-16-432		64
756	4.19	杉原光房	梶原左近大夫	C		足利義詮軍勢催促状	長州河野文書	中 2259		
757	4.28	杉原光房	梶原左近大夫	C		足利義詮軍勢催促状	長州河野文書	中 2269		
758	5.6	粟飯原清胤	粟飯原入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
759	5.6	斎藤季基〈道永〉	斎藤五郎左衛門入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
760	5.7	杉原光房	杉原左近将監	E	侍所	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
761	5.8	杉原光房	杉原左近将監	E	侍所	社家記録	社家記録	八坂記録 1		
762	5.12	粟飯原清胤	粟飯原禅門	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
763	5.12	斎藤季基〈道永〉	斎藤五郎左衛門入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録 1		
764	5.13	粟飯原清胤	沙弥	A	御所奉行	室町幕府御所奉行卷数請取状	神護寺文書 372 (山科家古文書)	高尾山神護寺文書集成		
765	5.14	杉原光房	梶原左近大夫	C		足利義詮軍勢催促状	長州河野文書	中 2275		

766	5.14	斎藤季基〈道永〉	斎藤入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
767	5.14	粟飯原清胤	粟飯原殿	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
768	5.14	諏方貞継	諏方神右衛門	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
769	5.17	斎藤季基〈道永〉	斎藤入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
770	5.20	飯尾吉連	飯尾隼人佑吉連	F		飯尾吉連等軍忠状写	碩田叢史所収飯尾文書	九 3411		終
771	5.22	斎藤季基〈道永〉	斎藤五郎左衛門入道	E	評定	社家記録	社家記録	八坂記録1		
772	5.23	斎藤季基〈道永〉	斎藤左衛門入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
773	5.24	斎藤季基〈道永〉	斎藤入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
774	5.25	斎藤季基〈道永〉	斎藤入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
775	5.27	粟飯原清胤	粟飯原	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
776	5.28	斎藤季基〈道永〉	斎藤入道	B	評定	社家記録	社家記録	八坂記録1		
777	6.21	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	B		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-16-592		
778	7.3	島津忠氏〈観翁〉	観翁	F		島津正統系図	島津正統系図	大日史 6-16-650		没
779	7.4	安威資脩 〈性威、性遵〉	裏花押	C		東寺雑掌光信申状	東寺百合文書ほ 48 (36-1)	大日古		
780	7.26	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	E		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-16-693		
781	7.27	大野彦次郎入道	大野彦二郎入道	B		妙心寺雑掌重申状 (観応 3.9.-)	妙心寺文書	大日史 6-17-85		終
782	8.5	須賀清秀	老岐守清秀	A		須賀清秀書状	白河集古苑所蔵白河結城文書	東 1172		
783	8.8	松田専阿	松田甲斐権守入道	F		足利義詮御判御教書	東寺百合文書せ 10	大日史 6-16-722		
784	8.13	斎藤季基〈道永〉	斎藤五郎左衛門入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
785	8.13	雜賀貞尚〈貞阿〉	雜賀民部大夫入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
786	8.21	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威入道	B		足利義詮御判御教書案	東寺百合文書み 40-9	百 WEB		
787	8.25	飯尾為宗〈信快〉	飯尾三郎左衛門尉為宗	F		足利義詮御判御教書	京都帝国大学所蔵文書	大日史 6-16-790		
788	8.25	後藤重誉	後藤筑後	B		社家記録	社家記録	八坂記録1		初
789	8.27	下野権守	下野権守	A		室町幕府奉行人連署奉書	尊経閣編年文書	文書集成 15		初終
790	8.27	沙弥	沙弥	A		室町幕府奉行人連署奉書	尊経閣編年文書	文書集成 15		初終
791	8.30	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾新左衛門	F		社家記録	社家記録	八坂記録1		
792	8.-	某	裏花押	C		東寺雑掌光信申状	東寺百合文書み 29-1	百 WEB		初終
793	9.2	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威入道	B		社家記録	社家記録	八坂記録1		
794	9.4	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	E		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-17-8		
795	9.12	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	E		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-17-24		
796	9.18	飯尾頼国〈道勝〉	飯尾大和守頼国	B	評定	恩賞相給地事	追加法 59	法制史料		
797	9.18	某	裏花押	C		東寺雑掌光信申状	東寺百合文書イ 44	東寺百合文書一		
798	9.18	某	裏花押	C		東寺雑掌光信申状	東寺百合文書め 15	百 WEB		
799	9.26	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威新左衛門入道	E		御挙状等執筆引付	御挙状等執筆引付	大日史 6-17-50		
800	--	安威資脩 〈性威、性遵〉	安威入道	C	恩賞方	園城寺使者申詞	園城寺文書 49	園城寺文書		65
801	--	布施基連	布施民部丞		引付方	日置久氏陳状	丹波田辺家文書 6	福知山市史史料編1		初 66
802	--	雅楽民部左衛門尉	雅楽民部左衛門尉			日置久氏陳状	丹波田辺家文書 6	福知山市史史料編1		初
803	--	松田専阿	松田のかいの入道	F		東寺目安案	東寺百合文書ハ 416	東寺百合文書六		終 67

804	9.29	安威資脩 (性威、性遵)	安威新左衛門入道	B		社家記録	社家記録	八坂記録1		
805	10.2	斎藤基能(玄観)	斎藤々内右衛門	B	侍所	社家記録	社家記録	八坂記録1		
806	10.10	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
807	10.13	安威資脩 (性威、性遵)	安威新左衛門入道	E		御拳状等執筆引付	御拳状等執筆引付	大日史 6-17-176		
808	10.14	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
809	10.18	斎藤基能(玄観)	斎藤々内右衛門尉	B	侍所開闔	社家記録	社家記録	八坂記録1		
810	10.22	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
811	10.26	安威資脩 (性威、性遵)	安威左衛門入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
812	10.26	島津忠氏(観翁)	嶋津下野守忠氏跡	F		沙弥某施行状	薩摩島津家文書	大日史 6-15-559	終	
813	11.6	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
814	11.12	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
815	11.12	斎藤基能(玄観)	斎藤々内右衛門尉	E	侍所開闔	社家記録	社家記録	八坂記録1		
816	11.15	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E	恩賞方	社家記録	社家記録	八坂記録1		
817	11.16	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
818	11.20	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
819	11.21	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
820	11.23	雑賀貞尚(貞阿) カ	□□□□民部大夫入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
821	11.29	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E		社家記録	社家記録	八坂記録1		
822	12.7	門真寂意	門真左衛門入道	B		社家記録	社家記録	八坂記録1		
823	12.8	斎藤季基(道永)	斎藤左衛門入道	E		御拳状等執筆引付	御拳状等執筆引付	大日史 6-17-289		
824	12.24	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E	引付方	社家記録	社家記録	八坂記録1		
825	12.24	門真寂意	門真左衛門入道寂意	B	引付方	賀茂社雑掌右宗申状(文和 2.10.-)	紀氏系図裏文書	大日史 6-18-430	終	
826	12.25	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	E	恩賞方	社家記録	社家記録	八坂記録1		
827	12.27	鞍智時満(道朝)	沙弥	A		室町幕府卷数返事	妙顕寺文書 花押 かゝみ 657	大日史 6-17-334	初	
828	12.30	斎藤季基(道永)	斎藤五郎左衛門	B	政所	社家記録	社家記録	八坂記録1		
829	--	粟飯原清胤	粟飯原下総入道	D		武家執奏状案	石清水文書 760	大日古		68
830	--	安威資脩 (性威、性遵)	安威入道	B		武家勅答案	石清水文書 761	大日古		

註

- 1) 小松茂美『足利尊氏文書の研究』(旺文社、1997年)、上島有『足利尊氏文書の総合的研究』(国書刊行会、2001年)。
- 2) 森幸夫「六波羅奉行人の出自に関する考察」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、2005年、初出2002年)。
- 3) 佐藤進一「鎌倉幕府職員表復元の試み」(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、1993年)。
- 4) 瀬野精一郎「鎮西における東国御家人」(『鎮西御家人の研究』吉川弘文館、1975年。初出1962年)、p.239、249、253。同執筆「武家社会の成立」(『長崎県史』古代・中世編、吉川弘文館、1980年)。なお瀬野「鎮西における東国御家人」においては、「安富民部三郎入道行位」の実名を「頼清」に比定している。これは「深江家文書」(立命館大学図書館所蔵写真帳)所収の近世に成立したと推定される「安富家譜」に「安富民部三郎入道行位頼清入道」とあるに拠ったためであろう。しかし、佐藤進一「鎮西探題」(前掲註3著書、初出1942年、p.194)において指摘されているように、「粉河寺文書」50号永仁6年(1298)9月24日関東下知状(『高野山文書』9)に「奉行人安富民部三郎泰嗣頼清」とあり、実名を泰嗣に比定すべきと考えられる。
- 5) 小国浩寿「香取社応安訴訟事件の一背景」(『鎌倉府体制と東国』吉川弘文館、2001年)、佐藤博信「鎌倉府奉行人山名氏・安富氏について」(『中世東国政治史論』塙書房、2006年)、植田慎平「基氏期の奉行人」(黒田基樹編『足利基氏とその時代』戎光祥出版、2013年)。
- 6) 『観応二年日次記』観応2年(1351)7月30日条(『続群書類従』雑部29輯下)。
- 7) 拙稿「初期室町幕府における恩賞方―「恩賞方奉行人」の考察を中心に―」(『古文書研究』72、2011年)。
- 8) 榎原雅治「一揆の時代」(同編『日本の時代史11 一揆の時代』吉川弘文館、2003年)。
- 9) 萩原大輔「中世後期大内氏の在京雑掌」(『日本歴史』786、2013年)。
- 10) 前掲註2森「六波羅奉行人の出自に関する考察」、和田秀作「大内氏家臣安富氏の関係史料について(一)」および「大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)」(『山口県文書館研究紀要』27・28、2000年・2001年)。また藤井崇「盛見期の分国支配」(『室町期大名権力論』同成社、2015年。初出2007年)p.123においても、源姓と指摘されている。
- 11) 前掲註10和田「大内氏家臣安富氏の関係史料について(一)」19号文明2年(1470)2月9日安富宗貞給所注文写、同40号長祿2年(1458)8月13日安富元寿讓状写など。
- 12) 「周防国の国衙領・荘園」(『山口県史』通史編中世2、2012年)、p.239。香力名(浜)については、『日本歴史地名大系』山口県「末武下村」および「平田開作村」の項目に、平田開削村内の小村に「香力村」を挙げており、同地に比定される。
- 13) 「周防国の国衙領・荘園」(『山口県史』通史編中世2、2012年)、p.217。
- 14) 近年、武家領の領有形態をめぐり、分郡守護の実態をあくまで「郡知行」とする議論が提起されている(山田徹「分郡守護」論再考『年報中世史研究』38、2013年)。安富氏の「都濃本郡地頭」が、こうした郡知行的な性格を持つか否かについては、保留としたい。
- 15) 瀬野精一郎『足利直冬』(吉川弘文館、2005年)、p.132-134。
- 16) 前掲註10和田「大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)」。
- 17) 前掲註10和田「大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)」。
- 18) 前掲註10和田「大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)」、12号。
- 19) 森幸夫「六波羅探題職員の検出とその職制」(前掲註2著書、初出1987年)。
- 20) 前掲註3佐藤「鎌倉幕府職員表復元の試み」、p.302-304。
- 21) 彰考館(現徳川ミュージアム)所蔵。写真帳を国文学研究資料館で閲覧した(請求記号:C4924)。
- 22) 井上宗雄「貞治・応安期の歌壇」(『中世歌壇史の研究』南北朝期 改訂新版、1987年、初出1965年)、p.605。
- 23) 「備前八塔寺文書」貞和元年(1345)9月27日足利直義裁許状写(中1427)。
- 24) 前掲註10和田「大内氏家臣安富氏の関係史料について(一)」。
- 25) 前掲註3佐藤「鎌倉幕府職員表復元の試み」、前掲註4佐藤「鎮西探題」。

- 26) 森幸夫「六波羅探題の展開過程」(前掲註2著書)。
- 27) 前掲註3佐藤「鎌倉幕府職員表復元の試み」。
- 28) 前掲註2森「六波羅奉行人の出自に関する考察」。
- 29) 佐藤進一『南北朝の動乱』(中央公論新社、2005年。初出1965年)。
- 30) 前掲註9萩原論文、前掲註10藤井崇「盛見期の分国支配」。
- 31) 前掲註8榎原論文。なお榎原論文では、大内家安富氏を奉行人の系統としている点はあっている。しかし、紀姓の細川家安富氏と同族とした点は修正を要する。森幸夫「南北朝動乱期の奉行人斎藤氏」「奉行人明石氏の軌跡」(いずれも『中世の武家官僚と奉行人』同成社、2015年、初出2011年・2013年)などは、こうした視角から奉行人が幕府から守護や鎌倉府に転出する過程を明らかにしたものである。
- 32) 例えば松田貞秀はこうした動きが確認できる(設楽薫「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」『室町時代研究』2、2008年)。
- 33) 奉行人の所領については、山家浩樹「室町幕府前期における奉行人所領」(『室町時代研究』2、2008年)に詳しいが、安富氏の都濃本郡や光井保については、ふれられていない。
- 34) 山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』223、2010年)。
- 35) 前稿「室町幕府奉行人在職考証稿(1)」においても述べたが、現在「宝菩提院文書」は閲覧が許可されていない。岩元修一「内奏方」(『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、2007年、初出1994年)より引用した。〔419〕も同様である。
- 36) 本文中に「為_レ雑賀隼人入道西義奉行_一、去康永年中再三被_レ経_一御沙汰_一」とあり、康永から貞和に改元される10月21日を下限としここにかけた。
- 37) 今江廣道『前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究』(続群書類従刊行会、2002年)。以下、典拠に玉燭宝典紙背文書とある項目はすべて本書を出典とする。
- 38) 橋本初子「三宝院賢俊僧正日記一貞和2年一」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』12、1992年)。本稿では賢俊僧正日記貞和2年記は本論文に拠る。
- 39) 上島有「足利尊氏文書の正文と「模写」—古文書学と古筆—」(『足利尊氏文書の総合的研究』国書刊行会、2001年)、p.451。
- 40) 林謙「諏訪大進房円忠とその筆跡—室町幕府奉行人の一軌跡—」(皆川完一編『古代中世史料学研究』下、吉川弘文館、1998年)。
- 41) 菊池神一「尊経閣文庫蔵「青砥康重家譜」について」(『加賀前田家と尊経閣文庫』勉井出版、2016年、初出1999年)。以下、本稿で引用する青砥康重家譜は本書に拠る。
- 42) 坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高尾山神護寺文書集成』(思文閣出版、2017年)。
- 43) 本文書および〔488〕の年次については、佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(『日本中世史論集』岩波書店、1990年。初出1960年)にしたがった。
- 44) 底本とした石水博物館所蔵文書所収八坂神社文書には摺り消しがみえ、他の所収文書にもこうした改竄の跡が認められる。しかし、底本編者が注釈を付しており、本文書の写が伏見宮御記録利38号(関1757)に該当することがわかる。底本編者はまた『八坂神社文書』34号に「政所下総守奉書_{費精體整久事}」とみえるものに該当すると推定しており首肯すべきである。
- 45) 本文書にみえる粟生六郎入道および中沢性忍、出雲介円忍については「爰今河四郎入道佐々木出雲四郎等、号_レ兵粮料所_一濫妨之刻、為_レ中沢三郎入道性忍、出雲介入道円忍奉行_一、度々被_レ沙_一汰居下地_一之処、道大備_レ預_一先朝綸旨_一、閣_レ領主源氏_一、対_レ当庄土民_一、掠_レ給奉書_一、致_レ違乱_一之間、為_レ粟生六郎入道奉行_一、建武四年二月五日仰_レ佐渡大夫判官入道々誉_一、被_レ退_一道大代官_一、重被_レ沙汰付_一畢」とあり、いずれも建武4年以前に在職していたとみられる。ここに訂正を加える。
- 46) 底本ではこの斎藤左衛門大夫を「亮致」に比定している。しかし「亮致」を実名とする奉行人は戦国期の松田亮致であり斎藤ではない。ここでは文書の年記と同時期にみえる斎藤左衛門大夫利泰に比定した。
- 47) 『太平記』「左兵衛督師直を誅せんと欲せらるる事」の本文には日付がみえない。ここでは高師直が執事を罷免される閏6月15日にかけて。
- 48) 兵藤裕巳校注『太平記』4(岩波文庫、2015年)では、西源院本を底本とし本文を「斎藤五郎兵衛入道」に作り、人名を特定していない。慶長8年(1603)古活字本を底本とする日本古典文学大系本『太平記』

- では、「斎藤五郎左衛門入道」と作り（『大日史』6-12-748も同じ）、康永3年（1344）引付番文の「斎藤五郎左衛門尉」を充てる。前稿でも述べたように斎藤五郎兵衛は、斎藤五郎左衛門季基の可能性がある。ここでもひとまず季基を充てた。なお貞和5年8月師直により三方内談方が五方に改められ、その注文に侍所開闔として斎藤五郎左衛門尉がみえ季基に比定できる〔607〕。この引付方改編では師直に近い人物が引付頭人となっており（前掲註43佐藤「室町幕府開創期の官制体系」）、開闔の地位にも親直義派の奉行人が就いたとは考えにくい。この交名の斎藤五郎左衛門尉＝季基とみなした場合、日本古典文学大系本『太平記』を斎藤五郎左衛門入道＝季基とし、岩波文庫本『太平記』の「斎藤五郎兵衛入道」＝季基とするのは誤りの可能性もある。今はこの指摘にとどめておきたい。
- 49) 岩波文庫本『太平記』と日本古典文学大系本『太平記』では、8月12日に直義方と師直方について人名にかなりの異同がある。この場合『太平記』諸本にあたって校訂を加えるべきであるが、本稿では前者と後者に共通する人名については前者に吸収した。前者にみえず、後者にみえる人名は別途掲載した。なお、梶原河内守景広は、前者では直義に、後者では師直に馳せ参じたという記述となっている。観応2年に直義派奉行人としての活動がみえるから、岩波文庫本『太平記』の記述に信を置くべきかと思われる。
- 50) 本注文の年代および人名比定については、前掲註43佐藤「室町幕府開創期の官制体系」を参照。佐藤氏によれば、本交名は貞和5年（1349）8月に直義が師直のクーデターにより失脚し、その後師直によって五方に再編されその人員を書き上げたものであるという。佐藤論文では本注文の引付方の部分のみが取り上げられているが、侍所の交名も付属しており、当該期の侍所の構成を知る重要な手がかりである。詳細な分析は別の機会に譲りたい。
- 51) 本文書の年代については、前掲註43佐藤「室町幕府開創期の官制体系」に貞和元年―貞和5年前半のものとして推定されている。康永3年（1344）に発足した三方内談方が貞和5年（1349）師直のクーデターにより破れた時期が下限とする佐藤氏の推定にしたがう。なお本文書には「去康永二年（中略）^雜西義為^{入道}奉行^之之^間之^間（中略）地頭依^有退座之子細^之、雖^被渡^依田中務入道正義^之、奉行即死去^之、被^渡富部周防前司親信^之畢」とあり、康永2年（1343）の時点で雑賀西義・富部親信の在職、依田正義の死去の徴証を確認できる。前稿に訂正を加えたい。なお、富部親信は康永2年（1343）以降も本事案において東大寺から本奉行となるよう指名されているが、その時期を特定できない。よって本文書の下限貞和5年（1349）の内談方改組にかけることとした。
- 52) これら玉燭宝典紙背文書のなかの年未詳文書にみえる奉行人については、玉燭宝典書写年代の下限とされる貞和5年（1349）にかけた（前掲註37今江著書参照）。
- 53) 前掲註35と同様に、岩元修一「賦、壁書、内訴、端裏銘覚書」（『宇部工業高等専門学校研究報告』52号、2006年）の紹介に拠った。
- 54) この「伊地知」は、前稿までに現れる伊地知重秋の可能性もあるが、「社家記録」には名字の記載しかないため特定しなかった。
- 55) 本文書の年次について。底本では観応2年（1351）に比定されている。しかし、本文書が所収されている「社家記録」巻2は観応元年記で、観応元年8月9日条の紙背である。したがってこの時点で反故紙として日記の料紙になったことは確実で、本文書の年次は観応元年以前である。また「社家記録二紙背文書」100号観応元年7月12日社務執行頭詮御護茅草送進状は、本文書にみえる「御護茅草」と関連するものであり、この点からも本文書は観応元年に比定される。
- 56) 東京大学史料編纂所蔵影写本東大寺文書第4回採訪（89）3部12（雑）請求記号：3071.65-1。本文書の画像を同所蔵史料目録データベースより閲覧した。〔680〕も同様。
- 57) 当該期には門真寂意と寂真とが確認できるため、実名を特定しなかった。
- 58) 本史料の年次について。本文に「亡父祐重^之、忍^出伊東^之、參^京都^之、奉^憑天龍寺開山国師、大高予州、諏訪円忠^之、企^訴訟^之之^間」とあり、伊東祐重が夢窓疎石・大高重成・諏訪円忠を頼ったことがわかる。夢窓疎石が死去する観応2年（1351）9月30日を下限としここにかけた。
- 59) 本史料は設楽薫「室町幕府政所執事代の歴名について（其一）」（『室町時代研究』3、2011年）に紹介されたものである。本史料では、観応2年（月日欠）の政所執事代に斎藤基秀（玄秀）があげられている。しかし、当年の政所執事代は、『観応二年日次記』6月22日条に「執事代斎藤藤内左（右）衛門尉」〔715〕とみえ斎藤基能（玄観）に比定される。本稿では、『観応二年日次記』の記述を採用し観応2年（1351）の

政所執事代は斎藤基能であると判断する。ただし、「政所頭人御次第」は政所・政所執事代の歴名として極めて貴重な史料であり、今後検討すべき材料として表に残し後考することとした。

60) 本史料の人名比定について、底本および植田慎平「基氏期の奉行人」(黒田基樹編『足利基氏とその時代』戎光祥出版、2013年)では飯尾貞兼とされている。しかし貞兼は、貞和5年に「飯尾左衛門大夫入道」と称し出家しており〔577〕、別人と考えられる。前後の史料をみると、「飯尾左衛門大夫頼国」〔714〕が確認でき、飯尾頼国に比定できる。本史料は、前年末より直義追討のため鎌倉に下向していた尊氏が出した禁制である。この後頼国は、引き続き鎌倉にあった尊氏が袖判をすえた観応3年9月18日法の右筆としてみえ〔796〕、鎌倉に留まっていたことがわかる。

61) 杉原光房については、川添昭二「『鎮西探題』足利直冬—九州における観応の政変」(『九州中世史研究』第2輯、文献出版、1980年)、木下和司「備後杉原氏と南北朝の動乱」(『芸備地方史研究』242、2004年)、前掲註15瀬野著書にその動向が整理されている。両氏の研究によって、杉原氏が備後出身の国人で、光房が観応2年(1351)に奉行人から直冬被官に転身し、後にまた幕府に復帰したことが指摘されている。こうした光房の動向から、木下氏は『社家記録』正平7年(1352)記にみえる「杉原左近将監」を光房の次子詮光に充てている。

光房が直冬被官となったという根拠は、光房が貞和7年および観応2年の年次を持つ文書11通を九州および備後国内に発給しており、これらを直冬被官の立場から出されたものとみなしたことによる。しかし、これらの文書の大部分を杉原光房が発給者であるとはみなしがたい。以下、木下氏の整理に従い関係する文書を挙げる。

- ①「肥前修学院文書」貞和7年2月18日散位奉書(九3008)：署判「散位(花押)」
- ②「筑前住吉神社文書」同年2月28日散位奉書(九3017)：署判「散位(花押)」
- ③「肥前武雄神社文書」同年3月11日散位奉書(九3028)：署判「散位(花押)」
- ④「肥前川上神社文書」同年3月21日散位奉書(九3040)：署判「散位(花押)」
- ⑤「肥前川上神社文書」同年3月21日散位奉書(九3041)：署判「散位(花押)」
- ⑥「肥前実相院文書」同年4月5日散位奉書案(九3060)：署判「散位 判」
- ⑦「肥前高城寺文書」観応2年6月10日散位奉書(九3107)：署判「散位(花押)」
- ⑧「備後浄土寺文書」観応2年6月29日散位奉書(中2057)：付箋「相原左近将監光房殿任伯耆守」署判「散位(花押)」
- ⑨「備後浄土寺文書」観応2年6月29日散位奉書(中2058)：付箋「当国木梨城主相原伯耆守光房殿」署判「散位(花押)」
- ⑩「備後浄土寺文書」観応2年6月29日散位奉書(中2059)：署判「散位(花押)」
- ⑪「備後浄土寺文書」文和2年3月23日散位光房禁制(中2457)：署判「散位光房(花押)」

北部九州の他に、備後浄土寺に集中して関係する文書が残されていることがわかる。木下氏が言うように、浄土寺には光房以外に杉原信平・為平の禁制が残されている。浄土寺が杉原氏の勢力下にあり、同寺に光房の文書が集中するのは不自然ではない。

問題は、これらの文書で光房発給であることが確実なのは⑪だけであり、他の文書は光房である明証を欠くことである。⑪には署判に「散位光房」とあり、光房に比定できる。一方①から⑩は、すべて花押が一致し同一人物が出したことは確かめられる。しかし、肝心の⑪の花押と①—⑩の花押が全く異なるのである。従来、①—⑩の発給者を杉原光房に比定してきた根拠は、⑧⑨の付箋の記述を信頼し、かつ①—⑩の花押が一致する点にあったと考えられる。

だが、①—⑩と⑪との花押が異なる点は不問に付されてきた。この場合、観応2年(1351)から文和2年(1353)の間に花押を変えたともみることできる。しかし『花押かゞみ』では杉原光房の花押として①—⑩を採用しておらず、これらを別人とみなしたようである。筆者も『花押かゞみ』編者の判断を首肯する。また⑩の付箋にみえる「城主」という語が不審である。「城主」は戦国末期以前にはほとんどみられない語であり(『日本国語大辞典』「城主」項では最古の用例が戦国期である)、これらの付箋は明らかに近世のものであり、内容を信じるわけにはいかない。付箋を除くと「散位」の実名は未詳とならざるをえない。加えて、散位という署判についても検討の余地がある。戦国期の事例だが、設楽薫氏が指摘したように式部大夫・左近大夫など五位に叙され大夫を称する奉行人が奉書を出す場合「散位」と署していた。『北野

『社家日記』明応2年(1493)9月28日条には、「《飯尾左衛門大夫》散位」と署判する奉行人連署奉書案が写されており、続けて「散位ト云事ハ、大夫ヲ云也」とあり、「散位」は大夫=五位に叙されていることを示すものであった(設楽薫「室町幕府奉行人清元定と「斎藤親基日記」の関係をめぐる」『国史学』137、1989年)。この他に、木下聡「史料紹介「大和家蔵書」所収「大和大和守晴完入道宗恕筆記」(『東京大学日本史学研究室紀要』21、2017年、p.186,187)の「御下知宛所等条々」の一節に「一散位と書事ハ、五位以上之時如_レ此。仮令左衛門大夫如_レ此。大夫の間之事也(中略)一散位とかくハ、叙爵して兵衛大夫・掃部大夫など、受領もせず、官にもすゝまさる時書_レ之也」とあり、散位と署判するのは五位以上の間の作法であることが看取される。こうした作法に関する記述は『多々良問答』(『続群書類従』第32輯上、p.513、一諸司のせう爵事)にもみられる。南北朝期においてもこの署判様式はあったようで、安富左近大夫行長が散位と署判した巻数返事〔658〕が残っている。文書ではないものの、地蔵菩薩像の台座銘にも「散位源行長(花押)」と署判した例もある〔462〕(この署判様式の成立過程などについては後考を期したい)。

①以前の光房の官途は明らかに「左近将監」であり、五位に叙されていない。光房が五位に叙された時期は明確にできないが、文和元年(1352)4月から、翌年の10月ころと考えられる。〔756〕〔757〕は、軍勢催促状の注記でそれに「杉原左近大夫」とみえるが、同時期の社家記録〔760〕では、まだ将監であり、一定しない。確実に①の署名か、「薩藩旧記二十四所収」文和2年10月26日島津氏久注進状の朱書「杉原左近大夫」(九3612)を挙げるにとどまる。したがって、①—⑩の時期に奉行人である光房が、署判様式を無視して散位と称して文書を出していた可能性は低い。「散位(花押)」=「散位光房」=杉原光房とするには根拠薄弱といわざるをえない(①—⑩は、底本では杉原光房奉書ないし施行状という文書名がつけられているが、散位某奉書ないし施行状に改めるべきである)。

とすると、『社家記録』正平七年記に出てくる「相原左近将監」を、光房の次男詮光に比定する必要がなくなり、それまで継続して史料所見のある光房に比定すべきである。よって光房は、一貫して幕府奉行人の職にあり直冬被官に転身したとはみなしがたく、①—⑩を在職表には反映させなかった。

- 62) 大野入道の実名について。当該期には大野越前房栄成と彦次郎入道の2名が候補に挙がるが特定をさけた。
- 63) 門真の実名について。門真寂意・寂真の2名が候補に挙がるため特定をさけた。
- 64) 雅楽忠清の法名について。この後の史料上に「雅楽左近入道」が頻出し、官途名から忠清に比定される。法名は2つが伝わっている。一つ目は「東寺百合文書」み41-1貞治6年(1367)7月25日足利義詮御判御教書案に「奉行雅楽左近入道々観也」とみえ「道観」である。次は『花営三代記』応安5年(1372)11月21日条および同永和4年(1378)12月12日条に「雅楽左近入道道喜」とあり、「康暦元年結縁灌頂記」(『後鑑』)にも「雅楽左近入道道喜」とある。本稿では法名を改めたとみなして同一人物とし、実名を忠清に比定した。
- 65) 本文書は、年欠であるが「観応三年」と端書があるため、観応から文和に改元される9月27日を下限としてここにかけた。
- 66) 本文書は、年欠であるが、本文中に「観応年中世間動乱之刻」とあることから、文和に改元される9月27日を下限としてここにかけた。〔802〕も同様。
- 67) 本文書は、年欠であるが底本に観応年中と推定されており、文和に改元される9月27日を下限としてここにかけた。
- 68) 本文書および〔830〕は、年欠であるが、底本の推定に従い、文和元年(1352)末にかけた。

(付記)

本稿校正中に、森幸夫「鎌倉後期～南北朝の幕府と畿内武士」(『日本史研究』658、2017年)、山田徹「鎌倉後期～南北朝期研究の諸論点」(同書)に接した。本稿の内容にかかわる重要な成果を含むが、内容に反映されなかった。記してお詫び申し上げる次第である。あわせてこちらにも参照されたい。

なお、本稿は公益財団法人高梨学術奨励基金平成27年度、及び同29年度若手研究助成を受けた成果の一部である。同財団には、記して篤く御礼申し上げます。

(本学衣笠総合研究機構専門研究員)